

令和3年

建設委員会会議録

とき 令和3年9月22日

品川区議会

令和3年 品川区議会建設委員会

日 時 令和3年9月22日（水） 午前10時00分～午後2時31分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 こんの 孝子 君 副委員長 大 沢 真 一 君
委 員 本 多 健 信 君 委 員 芹 澤 裕 次 郎 君
委 員 塚 本 よ し ひ ろ 君 委 員 の だ て 稔 史 君
委 員 西 本 た か 子 君

出席説明員 中 村 都 市 環 境 部 長 末 元 都 市 整 備 推 進 担 当 部 長
鈴 木 都 市 計 画 課 長 竹 田 住 宅 課 長
藤 田 防 災 ま ち づ く り 部 長 滝 澤 災 害 対 策 担 当 部 長
（ 危 機 管 理 担 当 部 長 兼 務 ）
稲 田 参 事 川 口 交 通 安 全 担 当 課 長
（ 土 木 管 理 課 長 事 務 取 扱 ）
溝 口 道 路 課 長 高 梨 公 園 課 長
（ 用 地 担 当 課 長 兼 務 ）
栗 原 河 川 下 水 道 課 長

○午前10時00分開会

○この委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

本日も昨日の委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。

また、議題は都市環境部から部ごとに取り上げ、会議途中で理事者の入替え等も行ってまいりますので、ご了承ください。

最後に、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 羽田空港の機能強化について

○この委員長

それでは、予定表の1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)羽田空港の機能強化についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、私から、令和3年8月25日に開催されました「第4回羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」の概略について、国の資料に基づきご報告させていただきます。

初めに、お手元のA4横、資料1をご覧ください。

本検討会は、本格運用が開始された羽田新経路について、見直しが可能な方策がないか、技術的観点から検討を行っていくことを目的とし、昨年6月に国により設置されたものでございます。

資料をおめくりいただき、1ページ目をご覧ください。

1ページ目、上段には、前回の検討会、令和3年3月17日に開催された第3回検討会において、様々な飛行方式について考えられる技術的選択肢のメリット、デメリットの整理が示され、12の飛行方式から6つの飛行方式に絞り込みが行われ、各飛行方式の課題の整理が行われました。第3回の検討会以降、国において絞り込まれた6つの飛行方式における課題への対応策が整理され、羽田空港への導入可能性について議論が行われ、2つの飛行方式が選定されております。

1ページ目、下段は、2ページ目以降の資料構成の説明となっておりますが、紫のところは前回絞り込まれた6つの飛行方式それぞれが記載され、赤囲みのところが今回新たに提示された課題への対応案となっております。

以降、2ページ目から7ページ目までが、6つの飛行方式それぞれの記載となっておりますが、時間の関係上、割愛しながら説明を行わせていただきます。

6つの飛行方式のうち1つをご説明いたしますと、資料、2ページをご覧くださいませでしょうか。

資料、2ページ、⑤RNP-AR、これはGPS、測位衛星を使った飛行方式となっておりますが、資料にも記載しておりますが、メリットとしましては、着陸直前の飛行において、経路に沿った精度の高い曲線飛行が可能、着陸直前の直線区間を短くすることが可能であるため、柔軟性の高い新経路設定

が可能などとなっております。

次に、デメリットとしまして、進入方式に対応できない機種が存在、経路を飛行するために、特別な運航許可と乗員訓練が必要となっております。

中段には課題が3点示され、下段には課題への対応策が示されてございます。

次に、資料が飛びますが、8ページをご覧くださいませでしょうか。

絞り込まれた6つの各飛行方式についての対応策が整理され、一覧表として示されてございます。

ここでは、羽田空港への導入に向けて、必要なルール策定等に要する期間および騒音軽減等の観点から、2つの飛行方式、この資料では緑線で囲われた方式が選定され、今後、技術的検討が進められていくこととなっております。

選定された要件としまして、進入時、着陸時に必要な直線距離が短いこと、また、対応機材が多いこと、さらには安全性評価時に参考とする基準の有無等となっております。

最後でございますが、A4横の資料4をご覧ください。

資料4の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

資料4、2ページ目に、今後取り組むべき課題として、選定した2つの飛行方式について、羽田空港への導入に向け、記載のとおり、項目、手順が示されてございます。前提条件の設定と、その後、モデルの検証、経路の設計・検証、関係者との調整と進められていく予定となっております。

区が以前から求めております一刻も早い検討結果の提示、地図上への検討ルートの落とし込みは、資料中の経路の設計・検証の段階で行われるものと考えます。

第4回検討会の概要説明は以上となりますが、区としましては、今後も本検討会の動向に注視するとともに、早急な具体的検討案の提示を国に求めてまいります。

○この委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

国が設置した検討会が4回目をやられたということで、まず、資料について伺いたいのですが、資料1の8ページの表のところ。運用可能な気象条件ということで書かれておりますけれども、今回選定された2つの飛行方式、どちらも好天時ということで、⑨のRNP+WPというのは、括弧書きで「(視界良好時のみ)」と書いてありますけれども、若干違いはあるということですが、この好天時というのが、どういった気象条件なのか伺いたいと思います。

それと、今後の進め方というか、最後のご説明のところで、4段階があるということで示されておりますが、これを実際に行っていくということで、そのためにかかる期間は、どのくらい時間がかかるのかということをお伺いします。

○鈴木都市計画課長

資料1の8ページ目をご覧くださいませして、今ご質問いただきましたこの対応の整理表の中の運用可能な気象条件のところは、好天時とはどういう状態かということですが、こちらの「好天時」と、それから「好天時(視界良好時のみ)」と、この辺の表現が、会の中でも、今、議事録が公開されておりますが、ちょっと分かりづらいのではないかとご指摘もあつて、そうしたご指摘も会の中でいただいているようでして、区としても、この辺の表現の確認は、今後さらに中身については確認していきたいと思うのですが、この辺の違いは、以前聞いたときは、基本的には「好天」ということで晴れ

ていると。その中でもさらに、このご質問いただいた⑨のRNP+WPのほうは、測位衛星、GPSプラス目視による飛行、⑨のほうは目視による飛行ということなので、やはりさらに晴れているときでも視界が良好な場合と、書かれているとおりののですが、非常に分かりづらいということで、会の中でもご指摘を受けているようですので、区のほうでも、今後、確認してまいりたいと思います。

それから、今後の予定で、4段階、先ほどご紹介したとおりののですが、区としまして、この4段階が示されたとおりの、ある程度の検討の段階の区切りであるということは、この資料からも読み取れるわけですし、この1つ1つのまとまりが一月なのか、二月なのか、数か月なのかというのは、これも当然、非常に気になるところでして、この辺も具体的に国のほうには確認しているのですが、この辺の最終的な検討案の提示も含めて、検討が進む中で、その時期についてはお示していくことになるという説明でございまして、具体的にこの1つの区切りが何か月ぐらいかというのは、具体的には示していただけなかったと、その辺は検討状況によって、随時お知らせしていくという回答でありました。

○のだて委員

期間については検討状況によるということですが、やはりこの検討会、この間も1年以上やられているわけで、さらにまた検討していくことが当然あると思うのですが、それだけ時間をかければかけるほど、区民にも被害がずっと与えられるということになりますので、やはりそうしたことはあってはならないというふうに思います。

今回選定された2つの着陸方式、これは好天時に利用できるというものなので、悪天時のときには今のルートを通ってくることになるのかなというふうに思いますけれども、そうすると、やはりこの2つの方式を利用したとしても、結局は品川の上を飛ぶことになるということだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

好天、悪天時の飛行方式の在り方について、こちらでも会の公表されている議事録で、会の委員の中から発言があったのですが、ご紹介しますと、「(視界良好時のみ)」とあり、この書き方だと、かなり天気がよくないと実施できないというイメージが沸くが、実際にはある程度の視程があれば採用できるのではないかと。また、RNP-ARだと、ILSの、既存の飛行方式まではいかないが、現状のRNAVに近い水準でいけると思うので、表現ぶりを工夫してほしいということですので、本当に晴天のとき、晴れ渡ったときにしか採用できないというよりは、ある程度、幅のあった飛行ができるのではないかと。これは、委員のほうからもご指摘としてあったというところがございます。

ご質問の中で、結果、区の上空を飛ぶことには変わらないのではないかとこのところでございますが、やはり羽田空港の導入が可能である飛行方式として、12から6つ、6つから2つと、今回絞り込まれたところでございますが、これはもう明確に会の中でも言うておりますが、羽田空港に導入していくのだと、そのための検討を具体的にやっていくのだというところで整理されております。これは、とりもなおさず、会の名称にもつながってくるわけですが、現行の飛行経路を固定化しないのだということでございます。ですので、今、品川区上空を飛んでいるこのルートではない形のもものが示されるという区の認識でございます。

○のだて委員

幅があるというご説明があったのがRNP-ARという方式のほうだと思っておりますけれども、そうすると、ある程度の視程ということですが、それがどのくらいなのか、今まで飛んでいたものとどれだけ違うのかということが分かれば教えていただきたいと思っておりますけれども、恐らく何か違いはあると思

うのです。そうすると、品川の上を結局飛ぶことになるということになってしまいますので、現行のルートは固定化しないという区のご認識もあるということですが、それで少し変わっただけで、品川の上を結局飛ぶということになってしまえば、やはり区民の皆さんも困ると思いますので、そこは飛ばないようにしていくことが必要だというふうに私は思います。

それで、実際問題として、やはり品川区は空港に最も近い自治体の1つでもありますので、結局、A・C滑走路に着陸をしていくということになれば、品川の上を飛ぶことになってしまおうというふうに考えているわけですが、2つの滑走路が並行してあるということで、大型機がこの並行したルートを降りてくるに当たって、旋回をして着陸してくるということができないということで専門家の方から言われているのですが、そういった議論などはあったのか、区として何か調査しているようなことがあったら伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

まず、視界の確認がとれる距離ですとかのご質問をいただいたわけなのですが、恐らく基本的には、天候がいい場合に採用される飛行方式だというのは、この資料の中でもはっきり記載されておりますので、裏を返しますと、南風時に天候が悪い場合は、この2方式は採用できないというところだと思うのですが、その程度がどれぐらいの割合かというのは、現行もそうなのですが、やはり気象条件というのは何か定量的な数字で示されているというよりも、その日、その日の気象条件を、管制官なりパイロットが適宜確認をしながら、今日は飛ぶ、今日は飛ばないという判断が、これも後日、国のほうには確認しますが、そうしたことで、ある程度、飛行方式の運用があつて、運用が開始された後、どれぐらいの割合で飛ばれた、飛ばれないということが数値として積み重なってくるのかなというところで、現段階で、この気象条件がどういう条件の場合で、大体年間どれぐらいの割合というのは、数字としては出ていませんし、今後示されるかどうかということも確認をしていきますが、最終的には、運航が開始されて数値的な積み上げを行っていくのかなという認識ではおります。

それから、結果ということですが、基本的に羽田の新飛行経路については、国の事業ですので、国が判断し、国の責任において進められていくべきだというのは、再三ご答弁差し上げているところでございます。

ただ、その中でも、この飛行経路の運用が開始されたからといって、このままこれをよしとして、ずっと固定化せずに進むことは、いろいろな技術的な進展もあるでしょうし、そうしたところは、日々検討を進めていただきたいということで要望して検討が開始された中身でございます。

これまでも区としましては、飛行高度を少しでも上げていただくとか、そうした現在よりも少しでも騒音環境軽減の取組がないかというのは、再三求めてきた中で、この固定化回避についても、現状のルート以外、これよりもさらに区民にとって少しでも影響が少なくなるような取組がないか求めてきた中で進めてきていただいている内容だと思います。

したがって、この2経路が仮に進められて、悪天候、好天候のそのときの状況で運用がされる、されないということはあると思うのですが、現状よりも少しでも軽減される取組があるとすれば、それはぜひ国に行っていただきたいという中で求めてきた内容でございます。

それから、同時旋回、特に大型機の曲線への同時のというお話ですが、議論を見ていく中では、そうした議論はまだされていないというところですが、同時旋回での同時進入というよりも、同時進入、「同時旋回」という言葉よりも「同時進入」というところは、資料の中でも同時進入での基準があるなしと、そうした定義もしっかり示されておりますので、そうした中では、今後、当然、

同時進入イコール曲線での同時進入ということも検討の中に加えられて議論が深まっていくのではないかというふうな認識でございます。

○のだて委員

やはり私は、結局、検討されたとしても、品川の上を飛ぶことになってしまうのだらうなというふうに思います。区民が求めているのは、やはり品川の上を飛ばないでほしいということなのです。そのためには、滑走路を前提にしていると、品川の上は飛ぶことになるということになってしまうので、やはり滑走路の使い方、A・C滑走路を使っていくということを変えていくということが必要だと思いますので、やはりそういったことも区として求めていただきたいというふうに思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

幾つか確認をいたします。ただ、これは国が決めていることなので、なかなか答えづらいところもあるかと思うのですが、品川区の姿勢がちょっと気になることもありますから、そこもお答えいただければと思います。

この検討会なのですけれども、そもそも何の目的での検討会なのか。そして、それが今回4回目の会議で、2つの手法が、技術的な方法が選定されているという状況の流れの中で、当初の考え方、品川区にとってのこうであるだろうというものに対して、解決の方向にいつているのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○鈴木都市計画課長

第4回目の検討会が開かれた直後に、国土交通大臣が定例会見の中で述べているところがございますが、これは当初の会の目的にも出てきておりますが、大臣が、都心上空を通過する区間を少しでも短縮するため、航空機を旋回させながら着陸させる方式を採用できないかとの問題意識から、様々な検討を進めてきたというところでございます。

今回、2つの方式に決定いただいたことは、羽田空港において採用可能な具体的な着陸の方式を決定いただいたことは、新経路の固定化回避の実現に向けた大きな成果であると考えているというところを大臣も答弁として申し上げていると。

先ほどもご答弁申し上げましたが、区としましては、国の決定事項、国の責任において進められるべきではあるのですけれども、やはり経路について少しでも技術の進展があつて、品川区上空の影響を少しでも軽減できる方策があるのであれば、それを固定化せずに、やはりしっかり検討していただいて、少しでも軽減できる方策について申入れをして会が進んでいるというところで、区としては、今回、2つの方式に絞られたということは、一定の進展があつたと受け止めているところでございます。

○西本委員

品川区、私たちもそうですけれども、固定化回避という検討会なので、品川区の上空は通らないということを期待しているところもあるのです。固定化回避、でも、固定化回避と言っておきながら、ある程度その航路が決まるわけではないですか、ルートが。そうすると、固定化になるわけですね。固定化回避というのは、今までの議論の中で、大きく旋回するのか、狭くするのかよく分かりませんが、そういうものをやれば、ほかの自治体は少し影響があるかもしれない。でも、品川区は、A滑走路、C滑走路に近いところにあるので、降りるときに必ず直線は必要なわけです。必ず品川区の上空を通らなければいけなくなる。旋回をどうしようが品川区は通るということは変わらない。その認識が、いろ

いろと私、勉強する上で、ますます品川区は変わらないのだな、固定化回避と言うけれども、固定化回避にはなっていないな、固定化なのだ、品川区の上空はこの検討会であったとしても変わらないのだなというのが、もう確実に決定されている状況だと認識しているのです。なので、4回目の、正確に地図に落としてからの話になるのかもしれませんが、結局、今回の図を見ても、A滑走路、C滑走路を使いますと書いてあるのです。ということは、品川区は固定なのです。A滑走路、C滑走路。そこをどうやって固定化回避と言えるのか。品川区の住民の側から言えば、固定化回避ではなくて固定化ではないですか。そこを区の認識ではどう考えていますでしょうか。

○鈴木都市計画課長

ただいまご説明いただいた前提条件として、A滑走路、C滑走路の着陸の滑走路としての運用を前提とするということは、1回目の会の立ち上げ当初から、国は資料でも提示しておりますし、区でもそういう前提のもと、検討が進められるということは当然認識してございます。その前提に立った上で、何か違うルートがないかというところでの検討を、今、国が進めているところでございます。

1回目、2回目、3回目、4回目と進んできている資料の中では、その前提条件の中で検討を進めている中で、品川区上空の今の2ルートが全く変わらないという記載はどこにも当然ながらありません。これから具体的に、大臣もお話ししていますが、やはり曲線飛行を可能な飛行ルートを絞り込んだということから、これは、今この場でその内容を示されておられませんし、私が何か想定でお話しすることもできませんが、区としての思いは、今のAルート、Cルートの現状から、少しでも変わるルート、イコールそれによって飛行する時間が増えるようではマイナス側の変更でございますので、少しでも品川区上空を飛ぶ時間なりが短くなるような方策が示されないかというところを期待を持って注視しているところでございます。

○西本委員

これからの検討の段階ですから、今、空論の中で話しても仕方ない部分もありますが、品川区の姿勢としてというところから、期待はしている。品川区の上空を少しでも滞留が少なくなってくれたり、多少外れたりということを期待している。私たちも期待しています。でも、現実品川区の上空を通るといふことに、どんどん、地図がいつ落とされるか分かりませんが、その落とされている中で、いずれはどこを通るかというのは地図に落としてくるのでしょうか。そうしたときに、品川区の上空は全く変わらないのではないのか、多少変わっても、ほぼ変わらない状況で飛行機が飛んでくるのではないかと、区民の方々がそう思ってしまう、私たちもそう思えば、区の期待と違うわけですから、そのときどういう態度をとるのですか。やっぱりそこは今からでも区としての考え方、品川区の上空をどう通るのですか、通らないようにしてください、通らないようにしていただけないならばというような条件付きでもいいし、そういうことを突きつけていく必要があるのではないのですか。今の状況だと、期待はしているけれども、実際やってみたら全然変わらなかったということもあり得るわけです。そうなったときの品川区の態度をどうするつもりですか。

○鈴木都市計画課長

再三ご答弁申し上げているとおり、この新経路に関する権限と申しますか、これは国の事業で、国の責任において国が判断し行われるべきだということは再三申し上げているわけでございまして、その中でも、特に騒音環境軽減に向けた取組が少しでもできないかというところは、これは飛行方式の運用開始前から、折に触れて、適宜、国のほうに伝えてきている。その中で、この飛行経路についても固定化することがないように、少しでも品川区の軽減策につながるようなものがあれば、これはそのままでは

しとせずに、ぜひ検討していただきたいという思いから、区では、以前から国のほうに伝えてきたというところがございます。

やはりこの固定化回避については、この名のとおり、少しでも、それが大幅であればあるほど区としてはいいわけですが、少しでも軽減策につながるがあれば、そこはぜひ検討していただいて、その実施を求めていくというのが区の姿勢でございます。

○西本委員

もうそろそろ品川区としての態度を示していくべきだと思います。確かにこれは国がやることなので、なかなか国に対して物申していくことは難しいところもあるかもしれない。でも、品川区として、やはり品川区の上空は通らないでくださいと、そういうものも、ただ単なる騒音の問題だけではなくて、危険性もあるわけだから、品川としては困ります、固定化回避なのだから、品川区の上空を飛ばないようにしてください。私はもうそろそろはっきり示していく必要があると思います。そうしないと、品川区の住民たちが納得しないと思います。「結局、品川区は、国の言いなりなのね、品川区の住民のことを考えていないのね」というふうに言われても仕方ない。いろいろやっていることは分かっています。いろいろ意見書を出したりということはありませんけれども、でも、今のこの段階では、もう既に遅いかも思えないけれども、品川区の住民にとっては、危険性も伴う、騒音もひどい、大変な思いをされている方がたくさんいる。だから、品川区の上空を通らないように、固定化回避なのだから、それを検討していただけるのですよねというぐらいの強いメッセージは言っているいいと私は思っております。

それからもう1点は、このメリット、デメリットを見ると、例えば、⑤だと、デメリットを見ると、怖いですよ。例えば、2ページに書いてありますように、「進入方式に対応できない機種が存在」ということであつたりとか、それから、「特別な運航許可と乗員訓練が必要」とか、それで課題への対応を見ると、「安全性評価も踏まえ、新たな基準を策定する」とか、そして、その下などを見ると、「進入環境や滑走路の配置などに要件を緩和する議論が行われている」など、いろいろ不安な要素がいっぱい書いてあるわけです。これはいつになったら決まるのかというようなことが⑤に書いてあつたり、⑨にしても、目視です、この世の中で目視。そうしたら、当然、視界のいいときしかできないわけであつて、それはいつ決めるのか、誰が決めるのか、すごく怖いですよ、人の目に頼るということは。それがこの俎上に上がってくること自体が、もうこの一連の技術については不安がいっぱいあるなど。課題への対応を見ると、「安全性評価も踏まえ、新たな基準を策定する」とか、それから「シミュレーションを用い、運航手順、パイロット操作負荷、想定した経路の再現性等の妥当性を確認する」など、これ、今からやるのですかというところです。

8ページの一覧を見ました。これもまたびっくりです。設定基準という黄色いところで、⑨、国内基準、なし。方式単体、基準なし。国内の導入例、なし。導入空港、少ない、です。これ、私が見た段階でも、非常に怖いなど。こういう現状で今でも飛んでいるのねと思うと、身震いしてしまいます。

だから、こういうことに関して、技術的などところは非常に難しいかもしれない、理解できないかもしれないけれども、この一覧を見ても、区民の人たちがこれを見たらびっくりします。「こういうものを国は検討しているのか、実験台ではないのだよ」と言われても仕方ないことをやっているわけです。それらの一連の国のやっていることに対して、不思議に思いませんか。それをお答えください。

○鈴木都市計画課長

資料記載の前提条件、過去の実例ですとか、そうしたところから見ると、委員ご指摘のところの感情を区民の方がこの資料から持たれるというところはあろうかと思えます。

ただ、いろいろ検討を進めていく前提として、これは当然ですが、安全性を二の次にして検討を進めてくださいというのは、当然、区としても求めていませんし、国の姿勢としても、まずは運航方式採用に当たっては、安全性の担保が一番になるということは、これは間違いのないところだと思います。そうしたところで、現行でそれが、基準があつて、実績もあれば、即採用ということですが、そうした事例が、いろいろ世界事例も見ながら研究を進めて、何か騒音環境軽減につながるような取組として羽田で採用できないか、それはもう当然、安全第一が前提であります、そうしたところで進められてきているというのは、区としての認識でございます。

ただ一方で、資料から直接受ける、区民の方が委員ご指摘の感情を持たれるということもあると思いますので、そこは今後、検討の中で、あるいは案が固まった段階で、それは国のほうにしっかりその辺の安全性も含めて説明を求めていかなければいけませんし、この検討を進めている中でも、国がその辺の説明もしっかり周知、説明していただけるように、区としては求めていかなければいけない。当然ながら、その安全性第一、採用に当たってのステップが、先ほど、取り組むべき課題としてご説明した前提条件だとか、モデルの検証ですとか、関係者との調整、そうした中で検証しながら検討が進められているという理解でございます。

○西本委員

では、まとめます。

区民の方々がというのではないのです。当然この整理した表を見ても、おかしいのではないのかということも当然思いますが、それ以上に、品川区として、行政側が、これでいいのかと思わなければいけないのではないのですか。なので、区として、このような状況が進められると、ますます不安が募ってしまいます。安心できません。任せられません。この表を見せられて、緑に囲まれたこの⑤と⑨が、今、考えられています。だけど、対応策を見ても、全く基準もない中でやろうとしている、危険性も伴う、これからみんな考えていくのかという状況が分かれば、それはないでしょうというふうになぜ品川区は言わないのだろう。区民の方々ではない、区民の方はこれを見たら驚きます。それ以上に、これは危険だということを、区が、私自身も含めてですけれども、危ないと思ったら、やっぱりそれは国に、このような状況で検討していいのですかと、人の命がかかっているのですよ。安全性と言うけれども、これを見ても安全などどこにも私は感じられません。安心する要素が全くないです。資料があればあるほど、見れば見るほど、勉強すればするほど、本当に危ない。だから、そういう危ないというものが分かったならば、区は、やっぱり代表、区民を守るということであるならば、しっかりと体を張って守るべきだと私は思いますけれども、これは意見として言わせていただきます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

技術的方策検討会のこれまでの検討を経て、2つの飛行方式が絞り込まれたということでの本日の報告をしていただきました。これからこの新しい技術について、どういうふうな、最終的には、本当にどこを飛ぶのですかというところが一番の焦点に今後なってくるかと、また、いつからということ、そういうところで区もそれは本当に注視しているのだろうということはよく分かります。

今後なのですけれども、この検討会は、正式名称が羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会。技術的方策、技術的に今の飛行機はどういう飛び方で着陸できるのだということだと思うのです。安全ということを前提として。ここから先は、こういうふうに安全に飛ぶことができますという技術的な担

保だけではなくて、どこを飛ぶのだとなったときには、もうちょっといろいろな要素が実は入ってくるのではないかというふうな感じがするのです。

そういったときに、今後のこの検討会が引き続き同じような枠組みでやられるのかどうか。これは国が決定することですけれども、この先の議論を進めていくのは、引き続きこの同じ検討会というところでやっていくのかどうかということについて区として何か分かることがあれば、見解を示していただきたいのと、区と国との今後のやり取りについても、今まで以上に、技術的というところの視点だけではない部分での視点で、いろいろな意見交換が必要になってくるのではないのかなというふうな思いがしているのですけれども、そういうところにおいて、区として今後、もうちょっといろいろな視野を持った視点での意見交換、こういったことを進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

委員ご指摘いただいたように、技術的方策について検討するというところでございますので、これが検討が進められて、一定程度、安全性を担保した上で、検証、設計、あるいは調整が進んでいって、採用に非常に具体的な中身に固まってきた以降の話は、まだ国からは具体的には説明はありませんし、区としても確認はしておりませんが、そもそもの新飛行経路を進めていく中でのプロセスを考えると、新たなといいますか、固定化を回避する新経路がどういう形で示されるか、内容にもよると思うのですが、やはり区の考えとしては、全体を取りまとめる、以前で言うと、具体化に向けた協議会が、関係県等々、市も含めて設置されて進められてきたというところもありますので、そうしたところに並行あるいは移行しながら、やはり示されたルート案の中身にもよると思うのですが、そうした中で移行しながら、あるいは並行しながら進められていくのかなというところで、そうしたところで意見を聞きながら、また見直しルート案も進められていくのかなという受け止めでございます。

それで、そうしたところも踏まえながら、区として、国とのやり取り、意見交換でございますが、これまで国に出向いて、あるいは国の方が来てというのは、頻繁にいろいろな、東京都が毎月行っている関係区市の連絡会もございますし、そうした会の場で、あるいは、そうした会の後等に、いろいろな意見交換等もやらせていただいております。それとは別に、何か特別に会を設置して行っていくのか等々というのはあると思うのですが、やはりそれは、これからのこの検討会の状況の推移を見ながら、状況によって、再度、区長に国に要望していただくとか、あるいは別の会を立ち上げて意見交換を行っていくというのは、その状況において判断していきたいと思いますが、そうしたことも状況によっては必要なというふうに捉えております。

○塚本委員

ぜひ、実際にこのどちらかの、どちらかになるのか、両方併用するのかはちょっとまだ今の段階では分からないですけれども、新しい技術的方式が導入されていくということが、今後、だんだん具体化していく上で、区としては、やっぱりここは飛べるのですね、飛べないのですねと技術的な視点だけではなくて、もっといろいろな要素が、直下に住む方々の生活とかがあるわけですから、そういったことにいろいろ視点を持って、言うべきことを国には要望していただきたいというふうに思いますので、形とか、やり方というのは、それは特段こだわりませんが、そういった視点がとても今後大事になってくるかなと、いろいろなことを考えた上での国への要望というのは大事になってくるかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。ほかの方はよろしいですか。

○のだて委員

質疑を聞いていて思ったのですけれども、少しでも品川の上を飛ばないようにということで、少なくとも求めているのだということなのですが、その結果が出たときに、若干品川の上を飛ばなくなったというときに、品川区は、そこで満足してしまうのかなということを少し疑問に思ったのです。やはり品川の上を飛んでいる以上、区民に被害が及んでいるということになるので、品川の上を飛ばないことを求めていくべきだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

区としましては、本格運用開始以前から、基本的には、これは国の事業で、国の責任において国が実施していくべきだというスタンスのもと、ただ、やはり影響のある落下物への不安ですとか、あるいは騒音の軽減について、可能な限り取組を求めていくと、これまでも求めてきましたし、今後も求めていくと、その中で固定化回避についても求めている中で検討が進んでいるというところでございます。

一定程度結果が出て、その内容はしっかり注視してまいります。やはり羽田新飛行ルートが運用が継続限り、この不安軽減に向けて、さらなる取組を区として求めていくというのは、以前も今後も変わらないというところでございます。

○のだて委員

不安軽減ではなくて、この羽田新飛行ルート、変わった後も品川の上を飛ばないようにという立場で求めていただきたいと思えますし、ぜひ中止の立場に立っていただきたいというふうに思います。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 第32回東京都道路整備事業推進大会について

○この委員長

次に、(2)第32回東京都道路整備事業推進大会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、第32回東京都道路整備事業推進大会の開催についてご説明いたします。

お手元のA4資料をご覧ください。

例年、資料にも記載しております開催目的のもと、開催されております道路整備事業推進大会について、今年度の開催も、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とすることとし、正式に大会事務局より通知が届きましたので、ご報告いたします。

開催期間につきましては、10月初旬から10月29日とし、この期間中に、今後、大会事務局より送付がある議案書について、その内容に対し賛同・異議を取りまとめ、回答することとなっております。

なお、議事の承認等の回答書は、区として1通をもって回答することとなっております。

大会のスケジュールとしましては、書面開催後、要望活動が行われる予定でございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります前に、協議・決定したいことがございますので、正副委員長よりご案内いたします。

前回8月18日の委員会でもお知らせし、ただいまもご説明があったとおり、今年の第32回東京都道路整備事業推進大会、通称、道路大会は、昨年度と同様に書面開催となりました。

なお、大会事務局からの通知が品川区議会議長宛てにも届いていると議長よりご連絡がございました。

議長とも協議し、正副委員長としては、道路大会の所管は当建設委員会ですので、昨年度と同様に、議案書等の資料が届き次第、委員の皆様にお配りし、議案に対し、ご意見のある場合にのみ書面にてお申し出いただき、それらを建設委員会として取りまとめて議長へ報告したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

各委員からご意見を伺いたいと思います。

それでは、品川区議会自民党からお願いいたします。

○芹澤委員

自民党、異議ありません。よろしく申し上げます。

○塚本委員

今の委員長の提案のとおりで、よろしく申し上げます。

○大沢副委員長

今の委員長の提案どおりで結構です。

○のだて委員

正副委員長の提案どおりで構いません。

○西本委員

今の委員長の提案どおり申し上げます。

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、道路大会の議案への回答方法について、正副委員長案のとおりとするのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、正副委員長案のとおりとすることと決定いたしました。

後日、議案書等の資料が届きましたら、お申し出の方法や、その締切等も含めてお知らせいたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上を踏まえた上で、本件報告事項について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和3年11月都営住宅入居者募集について

○こんの委員長

次に、(3)令和3年11月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○竹田住宅課長

それでは、私から、令和3年11月都営住宅入居者募集についてご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

募集内容は、都営住宅の入居の募集でございます。

申込用紙の配布期間は、令和3年11月1日から11月10日。

配布場所は、住宅課、地域センター、文化センター、サービスコーナー、株式会社品川宅建管理センターでございます。

広報の掲載ですが、広報しながわ、令和3年11月1日号、広報東京都、令和3年11月1日号の予定でございます。また、品川区ホームページにも掲載の予定でございます。

なお、募集住宅および募集棟数については、都からのプレス発表ですが、令和3年10月22日を予定しているところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

区内の募集戸数ですとか、区内の状況を教えていただきたいと思います。

○竹田住宅課長

今回の11月募集につきましては、10月22日の発表を待っているところでございます。

ちなみに、昨年度の同時期の区内の募集状況は、8団地19戸となっております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和2年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価について

○こんの委員長

次に、(4)令和2年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価についてを議題に供します。

本件につきましては、両部にまたがる報告案件でありますので、先に都市環境部所管分の説明と質疑を行い、理事者の入替え後に、防災まちづくり部の説明と質疑を行う進捗とさせていただきます。

それでは、理事者よりご説明願います。

○竹田住宅課長

私からは、令和2年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価についてご報告させていただきます。

資料をご覧ください。

最初は、株式会社品川宅建管理センター分でございます。

令和2年度は、区営住宅13団地439戸、ファミリーユ西五反田西館・東館を除く区民住宅6団地260戸、合計699戸の管理を行っております。

業務の概要でございますが、入退去の管理、建物の保全、修繕などがございます。

資料1枚目の管理運営実績の欄および次ページの総括の欄をご覧ください。

令和2年度の区営住宅および区民住宅の使用料収納率は99.80%および99.39%となっており、高い収納率となっております。

総括の2点目にも記載しておりますが、区と毎月定期的な打合せを実施し、効果的な納付促進を行った結果、高い収納率となっております。今後も、さらなる納付率の向上を目指してまいります。

また、総括の欄の1点目および次ページの3、サービス向上および業務改善の視点の欄①2点目をご覧ください。

区営住宅では、本人の了解を得て単身高齢者の緊急連絡先を収集し、緊急時等の対応に備えております。区営住宅の約8割が高齢者であることから、定期的に見守りを行い、異常がないかどうか確認するなど、特に65歳以上の単身高齢者を対象に、月1回巡回訪問をするなど、高齢入居者等の情報の把握に努めており、高齢入居者の特性に応じたサービスを行っております。

次に、総括3点目および次ページの4、組織管理体制および業務の適正執行の視点の3点目にありますが、構造や設備の種類に応じた多くの保守点検、修繕業務がございます。再委託先として区内業者を積極的に活用するとともに、施設の維持管理については、漏れのない保守点検や、定期的に建物修繕の必要な箇所をチェックし、区と密に連絡をとりながら修繕を行っております。

以上から、一番下の下段の欄の経営会議における評価の結果につきましては、引き続き、入居者から得た意見等に対して適切な維持管理を行うこと。また、退去後の滞納使用料など、徴収が困難なケースについては、区と連携して徴収率の向上に努めることとなっております。

次に、もう1つの資料をご覧ください。

こちらは、区民住宅ファミリーユ西五反田西館98戸、東館400戸、合計498戸の指定管理者である株式会社東急コミュニティー分でございます。

業務の概要は、株式会社品川宅建管理センターと同様、入退去の管理、建物の保全、修繕等を行っております。

資料の中ほどですが、管理運営実績に関する統計情報の欄および総括の3点目をご覧ください。

使用料の収納率は、西館・東館ともに99.83%となっており、高い収納率となっております。今後も区と連携をとり、引き続き、効率・効果的な納付指導を行い、収納率の向上に引き続き努めてまいります。

次ページをご覧ください。

3番目のサービス向上および業務改善の視点の2点目にあるように、地域センター、町内会、関連団体等と連携し、合同消防訓練を実施しております。これらのことを通じて、指定管理者として、お住まいの方々とのコミュニケーションを図るとともに、地域コミュニティの形成に努め、防災などに関する意識向上を図っております。

また、その下、3点目に記載しておりますが、同一敷地内には地域センターや福祉施設、都営住宅等があり、それぞれと情報共有を行いながら適切な管理を行っております。

以上から、下段の経営会議における評価結果につきましては、使用料の滞納者の報告や今後の納付促進について、区と協議し、効果効率的な納付指導を行うこと。また、引き続き、各種施設と連携し、夜

間・緊急時の対応を迅速に行うこととなっております。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

指定管理者のモニタリングということで、昨日も言ったのですが、指定管理者に関する情報が少な過ぎるということで、いろいろ業務内容などもあると思いますので、情報をしっかりと出していただきたいというふうに思います。そうした情報の中で、区議会が適正なのかどうかということを見ていくということになりますので、十分な情報を出していただきたいというふうに思います。

資料のほうで、まず品川宅建管理センターのほうですけれども、今回、住宅使用料が約2,000万円強、落ちているということで、この理由と、あと、管理運営委託料が、平成30年度では約1億6,000万円ですが、令和2年度では約2億7,000万円となっておりますけれども、この上がった理由、結構上がっていると思うのですが、約1億円増えているということで、その理由を伺いたいと思います。

それと、東急コミュニティーのほうですけれども、最後の評価結果のところ、引き続き、夜間・緊急時の対応を迅速に行うことということなのですが、この夜間・緊急時の対応、どういったことをやっているのか。24時間常駐して、いろいろ居住者の方の問合せ等に答えていると思うのですが、この間、具体的な対応等、紹介できるものがありましたら、伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

まず、指定管理の十分な情報提供ということでございますが、従来の指定管理制度で、今回、基本方針を改定しております。また、ご覧の資料も、昨年と比較しまして数字を追加しております。シートを改善しております。そういった改善を通じて、透明性、あるいは適正な運営の担保を目的として、事業収支の状況や、収入、支出、収支等を分かるように記載を変更したところでございます。

それから、使用料が減になっているというところでございますが、平成30年度から令和元年度にかけては、借上施設の返還に伴う退去および返還を控えた施設の自主退去等がございまして、2,100万円ほど減っている状況でございます。

それから、令和元年から令和2年度についても2,300万円ほど減っておりますが、こちらも別の借上施設の住宅返還に伴う退去、それから、小中規模の区民住宅の使用料を一部見直したところによるものでございます。

それから、委託料の点でございますが、こちらは、建物維持管理費が大きな金額となっております、平成30年度から令和元年度につきましては、区営住宅の台所用の流し台のキッチンの更新が2,000万円ほど、それから、区営住宅の洗面所の更新、それから、区営住宅の給湯器の交換等を行った関係で増となっております。

それから、令和元年度から令和2年度につきましては、区営住宅・区民住宅ともに、LED化を進めておりまして、そのLED化に伴う工事費が3,800万円ほど、それから、ファミリーユ下神明のインターフォン工事が1,800万円ほど、それから、同じくファミリーユ下神明のオートロックキーの交換工事等を行った関係で経費が増えてございます。

それから、東急分のほうの緊急時の対応ということですが、こちらはお住まいの戸数が非常に多いので、24時間体制でサービスセンターを設置しておりまして、皆様のご連絡を受けられる体制をとって

いるところですが、この間、特段大きな事故等はなかったというふうに聞いております。

○のだて委員

緊急対応のところでは、大きな事故はなかったということなのですが、この評価のところでは、迅速に対応を行うことと書いてあるのです。そうすると、記載をした理由を伺いたと思います。

これはどちらのところでも言えることなのですが、支出のところでは、入居者管理経費ということで書いてありますが、言葉尻といえば言葉尻かもしれませんが、入居者を管理するという捉え方で仕事をしていると、やはり入居者の方との対応がよくないということもあり得るのかなというふうに思いますので、そこは、そういったことがないようにやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長

まず、入居者からのお声ということでお伝えさせていただきますと、夜間に限らないのですが、例えば、共有部分に私物を置いて放置してあるので困るとか、あと、雑排水が逆流する、あるいは臭いがするとか、カラスが巣をつくってしまったとか、生活上、様々なご意見を入居者の方からお声をいただいていますので、そういったものを、緊急性の高いものから、即時、実施しているものでございます。

それから、管理経費ということですが、短く言うと、そういう言葉ですけれども、入居される方がお住まいの建物を管理する経費というふうに私は理解しておりますので、建物を適正に管理しながら、お住まいの方々の満足度をより高めるように、今後も施設運営していきたいと考えております。

○のだて委員

入居者の管理経費のところですが、建物は別に建物維持管理経費というものがあるのですね。なので、そうならないようにということで求めておきたいと思えます。

あとは、緊急時の対応ということですが、この評価結果のところでも、さらに迅速にやるということで書かれているということは、何かしら課題があるということだと思うのですが、その課題なのか、さらにやってほしいということなのか分かりませんが、その理由を伺いたと思います。

それで、先ほど言い忘れましたけれども、指定管理者の情報を十分に出してほしいというところで、確かに今回、収入、支出の部分は新しいかなと思ったのですが、ほとんど出ている情報は変わりありませんので、さらに多くの情報を出していただいて、事業者が適正かどうかということを区議会がしっかり判断できるようにしていただきたいというふうに思えます。

○竹田住宅課長

施設管理する上で、やはりお住まいの方が一番ご心配されるのは災害でございます。大きな災害があったときに、人命優先で適切な対処ができるように、ここも指定管理者と連携をとりながらやっていきたいと思っております。

それから、指定管理者の情報でございますが、何をお出しすれば皆様方に一番的確に把握していただけるのかということも含めながら検討していきたいと思えます。区営住宅・区民住宅については、ちょうど今、指定管理者の更新の時期に当たっております。第4回定例会では、指定管理者候補者をご報告できる予定でございます。その中でも詳しくお話しして、指定管理者はどのようなところが適切なのかというところをご説明させていただきたいと考えております。

○のだて委員

情報公開のところでは、この報告書をつくったりしている中で、情報がいろいろ取捨選択されていると思うのです。ではなくて、そういった出されている情報を全て出せばいいと思えますので、そういった

方向で前進していただきたいというふうに思います。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

幾つか確認したいと思います。品川宅建管理センターのほうですけれども、滞納者の1件あたりの対応回数を書いてあるのですけれども、これは、主には区民住宅が多いのですか。区営住宅が多いのでしょうか。多分、区民住宅のほうが滞納者の問題が多いのかと想像しているのですけれども、2.45回とか、2.95回という3回ですよね。なので、非常に手間取っているのかななどと、結構大変なのだろうなというふうに思っているのです。これは区営住宅が多いのでしょうか、区民住宅が多いのでしょうかということと、それから、区営住宅等については、高齢者が多いものですから、その方々の福祉部との連携、民生委員の方々もいらっしゃると思うので、どういう現状があるのかとか、おひとり住まいの高齢者は特に様子を見ていかないと、いろいろ容体が変わってくるという状況がありますから、その情報交換というのはどうされているのかということ。

それから、区営住宅も古いところも多いので、そろそろ建て替えとかの計画は立っているのかをお聞きしたいと思います。

○竹田住宅課長

滞納の状況でございますが、8月分を例にご紹介しますと、区営住宅で督促を行ったのが12名、それから、区民住宅のほうが35名となっております。お住まいの方の数が違いますので単純には比較できないのですが、そのような状況となっております。

それから、福祉部との連携ということでございます。おっしゃられるとおり、非常に大事なことだと思います。特に今、コロナ等で自宅で療養中という方もいらっしゃると思いますので、民生委員の方々とも十分連携をとって、指定管理者も巡回等しておりますけれども、連携することによって、さらなる効果を出していきたいと考えております。

それから、区営住宅の建て替えでございますが、委員ご指摘のとおり、50年以上経っている建物もございます。全ての建物について長寿命化計画を立てまして、計画的に補修、保全、修理等を行っているところでございます。その計画も10年前に立てまして、来年度がちょうど現計画の終了時期になりますので、来年度、新しい向こう10年の計画を立てまして、建物の適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。高齢者が多い状況ですから、特にお一人で住まわれている方に対する現状把握は、品川宅建管理センター、それからもう1つのところもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、区営住宅の建て替え、長寿命化というのも、10年過ぎていて、そろそろそれもきかなくなってくるということがあって、修繕費用がかかってきている状況もありますから、これはやはり見直しを図る上で、どう計画を立てて、建て替え、改修になってくるのかを計画的にやっていかないと、多分難しいだろうなというふうに思っております。もしかしたら区営住宅の考え方も変えていく必要があるのか、私はなくしてほしくはないですけれども、その用途も含めて見直しを図る時期にも来ているのではないかと思うのですが、それは今後考えていく予定はあるのでしょうか。

○竹田住宅課長

先ほど申し上げた長寿命化計画ですが、10年スパンで計画しているものですから、実際に時間が経

過する中で、いや、この工事はもう少し前倒しにしたほうがいいのか、もうちょっと延期した、延期はなかなかないと思いますが、状況に応じて見直しも必要だろうと思っております。

ちょうど改定の時期を迎えますので、前例にとらわれずに新たな気持ちで状況をしっかり把握しながら次の計画を立てていきたいと思っております。

○西本委員

これは要望なのですが、これから人口増、品川区の人口の動向を考えたり、あと、高齢化を考えていくと、やはりニーズは高くなってくる可能性もあるなど。その面、高齢化も見なければいけないし、人口推移も当然見ていかなければいけないので、それに対して長期に計画をしていくという形をとらざるを得ないだろうなというふうに思うのです。なので、もう少しその現状を把握していただいて、あと、区営住宅は待っている人が多いので、それも含めると、増設までいくのかいかないかは分かりませんが、やっぱり大きな建て替えみたいところで、もう少し部屋数を増やすのか、古い建築基準法でやっているから、新しくなると少なくなる可能性も、小さくなる可能性もあるのですが、そこら辺も含めて、トータル的に見直しを図っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。意見です。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○芹澤委員

すみません、何点かお伺いしたいのですが、この2者について、改善のお話で、基本的には滞納のことがよく書いてあって、そもそもこの家賃というのは、口座の引き落とししか何かでやっていらっしゃるのですか。

あと、両方ともかなり大手の会社がやっていらっしゃると思うのですが、マンション管理だったりとか、かなり実績のあるところで、改めて滞納の課題が出てくるというのは、どういったことなのかなと思って、特にノウハウを持っている会社だと思うのですが、そこについての評価はいかがお考えなのでしょうか。

○竹田住宅課長

家賃は口座引き落としの形で納めていただいております。

それで、滞納の形態なのですが、入居するときに連帯保証人をつけていただく方と、それから信用保証会社をつけていただく方がいらっしゃいます。信用保証会社をつけていただいた方につきましては、納付が遅れると、ご連絡をして、保証会社から代位弁済という形で納めていただきますので、基本的に滞納督促は必要ないという状況でございます。連帯保証人をつけていただいた方については、滞納督促が発生するという状況でございます、そもそも入っている方が高齢ですので、その方の保証人という、当然、ご高齢の方も多くなっていきますので、督促行為をなかなか、保証人に督促するというのも、場合によっては難しい場合もございます。ただ、今日冒頭でご説明させていただいたとおり、近年は非常に高い収納率を達成できておりますので、ここに甘んじることなく、今後もしっかりと収納に努めていきたいと考えております。

○芹澤委員

ありがとうございました。区と連携して積極的な納付促進を行うというふうに書いてあって、弁護士等の法的専門家の相談や法的措置の検討などというような話があって、おっしゃるとおり、滞納しているので払っていただかないといけないという大原則があると思うのです。それはもちろんやっていただ

かないといけないのですが、区がやってきた衣食住のサービス、支援というか、そういう中で、衣食住の住む、住みかが保障されないというか、家賃が払えない状況にある方に対して、こういう払って下さいねという促進はしながらも、ほかの部署との情報共有というのはどこまでできるものなのですか。この方が、なかなか今、家賃を払ってもらえない、もしかしたら生計がかなり厳しい状況にあるかもしれないというようなことが分かってきたときに、他課との連携というのはどうなるのでしょうか。

○竹田住宅課長

他課との連携ということでございますが、例えば、区営住宅には生活保護を受給されている方もいらっしゃると思います。そういう方については、生活福祉課にケースワーカーがおりますので、十分ケースワーカーとも連携をとって対応しているところでございます。

また、高齢の方につきましても、高齢の各部門と連携をとりながら情報収集に努めまして、その方の特性に合わせた対応をとっているところでございます。

それから、弁護士ですが、従来より、月1回ずつ、定期的に弁護士等もご相談に乗っていただいているところでございますが、今年度より、さらに公的住宅の債権回収をご専門とされる弁護士とも契約しておりまして、滞納の解消に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○芹澤委員

最後に1回だけ、そうすると、滞納があつて、指定管理者が把握されていて、そこからこの家庭はもしかしたらお金が今厳しいのかもしれないというようなことが住宅課に入って、そこからいろいろな課に、皆さんの判断で情報の伝達がなされているということによろしいのでしょうか。

○竹田住宅課長

こちらからお伝えするというよりは、むしろほかの課から、お住まいの方の状況をお聞きするケースのほうが多いような気がしております。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

すみません、ちょっとこれまでの質疑であつたかもしれない、聞き漏らしていたらすみません。

主に区民住宅なのですけれども、指定管理業務の概要の中の①で、入居及び返還に関することというふうになっています。いわゆる入居率というのか、空室を埋めるための様々な努力みたいなことは、この指定管理者の業務として委託されているのですか。そこを確認させていただいていいですか。

○竹田住宅課長

ご指摘のとおり、入居率は非常に大事な項目だと思っております。入居に関する事務全般も、指定管理者にお願いしているところでございます。

○塚本委員

今、入居は、一定の手続をもって、あと募集をもって区民にお知らせしているかと思うのですけれども、区民住宅はちょっと違うのか、都度都度というところもあるかと思いますが、そういうところで、なかなか入居率がちょっとねという区民住宅がやっぱり幾つか現状あるかと思うのですけれども、そこに対する区の評価というのか、いたし方ないという、このぐらいだったら御の宇ということで見ているのか。やっぱりもうちょっと努力すべき、入居率を上げなければというところがあつて、またそれについては、あるのであれば、指定管理者に対しても何かしらの形で改善してもらうように考えてもらうというのか、一緒に検討するというようなイメージなのかちょっと微妙ですけれども、そういう入居率を

上げていくということに関しての指定管理者への評価と、今後についてどういうふうに取り組む考え等があるのか、お聞かせください。

○竹田住宅課長

委員がご指摘のとおり、一緒に考えていくという点は非常に重要だと思っております。

といいますのは、住居も時代とともにニーズが、間取りとか、色合いとか、設備とか、様々変わってきてございます。今行っておりますのは、和室の洋室化、あるいは、今まで床はちょっと落ち着いた濃い茶色のようなものが好まれていたのですが、最近は、もっと明るい色、白に近いような明るい色が好まれているということで、今回、試験的に幾つかの部屋でリノベーションを行っております。

何が入居促進につながるのかというものを、まさに指定管理者は不動産業のプロですから、そういった方の知恵もお借りしながら、有効な入居率の向上に向けて努めていきたいと考えております。

○こんの委員長

ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件の都市環境部所管分に関わる質疑を終了いたします。

それでは、以上で都市環境部が所管する議題が終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時25分休憩

○午前11時31分再開

○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、建設委員会を再開いたします。

これ以降は、防災まちづくり部が所管する議題となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、(4)令和2年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川口交通安全担当課長

私からは、令和2年度区営自転車等駐車場における指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果につきまして、ご報告いたします。

施設の名称は、品川区営自転車等駐車場です。区営の自転車等駐車場の23か所につきまして、指定管理者による管理を行っております。

指定管理者は、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社となります。

設置目的、指定管理業務の概要、また、平成30年度から令和2年度にかけての管理運営実績に関する統計情報および事業収支の概要につきましては資料のとおりでございますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、駐車場の利用が減少し、特に自転車の当日利用につきましては、平均でマイナス22.3%の減少でございました。

令和2年度の総括ですが、積極的に評価した事項のサービス向上については、利用者が減少する中におきまして、定期利用と当日利用の運用を調整して混雑状況の解消を図るなど、利用者のニーズに対応しておりました。

業務改善への取組につきましては、以前より利用者からのご要望が強かった交通系ICカードによる

キャッシュレス決済を大森駅水神口自転車等駐車場に導入いたしまして、現在は全体の約68%の方々にICカードで利用料金をお支払いいただいております。

一方、改善が必要な事項等につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、利用者が減少したことに伴いまして歳入も減少いたしましたので、利用状況の回復のため、さらなるサービス向上に向けた取組が求められるところでございます。

裏面をご覧ください。

評価の視点別のコメントの主なものといたしましては、1の区民満足の視点において、こちらも利用者の方々から要望の高かった空気入れの設置が全ての駐車場に実現するなど、利用満足の向上に寄与しているところでございます。

また、3のサービス向上および業務改善の視点におきましては、今回、新型コロナウイルス感染症に伴う休業等により、一定期間、駐車場の利用が見込めなかった方に対しまして、定期利用者の使用料につきまして返還をいたしましたが、その際の返還の対応および案内周知等を適正に行っております。

次に、4の組織管理体制および業務の適正執行の視点でございますが、現場責任者である場長会議を毎月開催いたしまして、運営上の問題点を全体で共有化を図る体制が整っているところでございます。

最後に、経営会議における評価結果といたしまして、引き続き、利用者満足度の向上に努め、効率的な施設運営管理を行うことの評価がございました。

○この委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、紙のアンケートに加えてウェブアンケートを実施したということですが、この声が、どういった声が出ているのか伺いたいと思います。

その前に、この指定管理の問題は、情報が今は出されていますけれども、これでは少な過ぎるので、しっかりと出すように改善をしていっていただきたいというふうに思います。

それで、指定管理料が若干増えているというところで、その関連で、コロナで利用料も減っているということがありましたけれども、勤務をしている方々の給料などへの影響はないのかどうか伺いたいと思います。

そして、先ほども、返還事務をスムーズに行ったということですが、この返還がどれだけあったのか、何人と言ったらいいのでしょうか、何割と言ったらいいのかわかりませんが、どれぐらいの返還事務があったのかということで伺いたいと思います。

そして、これは平成30年度ですけれども、収支が差引きマイナス120万円ということで、マイナスになった場合、どういった処理をしているのか、仕組み上の問題を伺いたいと思います。

○川口交通安全担当課長

まず1点目のウェブのアンケートの結果等につきましては、大きいものと、やはり利便性の向上という面で、例えば先ほどもご説明いたしましたが、いわゆるICカードによる支払いを、自分が今、実際に利用しているところにも導入をしてもらいたいという要望ですとか、また、空気入れについては実現をしたところですが、こちらにつきましても以前よりご要望が、このウェブアンケート上で寄せられていたところを実現させていただいたというところでございます。

また、2つ目のコロナ禍の影響による実際に駐車場で管理の業務を行われている職員の方々に対する

給与面ですが、こちらにつきましては削減をされたという心配はございません。逆に、職員の単価が増えることによって人件費のアップが見積り等でも出されているところがございますので、そちらについても心配はないというふうに考えております。

また、3つ目なのですが、コロナの返還のお話がありました。こちらにつきましては、令和2年度の数字で説明させていただきますと、年間の定期利用が1万5,724人のところ、返還をさせていただいた数が2,112人でございます。返還率は全体の13.4%でございます。

また、4つ目の平成30年度の収支の関係の120万円の部分でございます。こちらにつきましては、当初、これは修繕等が想定したよりも多く発生して、金額がその部分について増えたためにマイナスというふうになっているのですが、こちらにつきましては、毎年、一定の金額で、見積りの中でそれぞれの指定管理料を積算をしているところがございますので、その部分につきましては、年間の部分での運営を適正に管理を行っていく中で考えていきたいというふうに考えております。

○のだて委員

収支、マイナスのところですが、年間の中で考えていきたいという、何かちょっとよく分からなかったのですが、年間を通した結果がこのマイナス120万円だと思うのです。そういったときの処理といいますか、事業者の負担になるということなのか、そこの仕組みのところを伺いたいと思います。

それと、今回、返還もあつたりとかということですが、人件費のところではアップをしたということで、人件費がアップした理由はどのような理由なのか伺います。

○川口交通安全担当課長

まず、1点目の仕組みのところでございますが、こちらにつきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、当初の見込みよりも多く、通常の計上はされているのですが、それ以外に急遽、例えば施設の故障等とか、修繕が必要になったという部分におきまして、その辺のところは支払いとして必要になったというところがございます。

そちらの仕組みというか、その中の部分は、確かに今ご指摘のとおり、指定管理者の中での、要は、我々が払っている指定管理料の中で対応していただくというところではございますけれども、その中にも、一応、総価の中で運営をされているところがございますので、そのところにつきましては、特に、今、委員ご指摘のとおり、何か措置というところで区が対応したものはありません。

さらに、2つ目の人件費につきましては、ちょっとすみません、今こちらの手元にはないのですが、当時いわゆる最低の雇用の単価の価格が上がったというところで、そこで人件費がアップしたというふうに把握しているところがございます。

○のだて委員

人件費のところは、最低賃金が上がったからということですね、それはよかったですと思います。このコロナ禍で減っていないというところですが、さらによくしていくようにしていただきたいというふうに思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

何点か確認をいたします。まず、ICカード対応になったということで、これは要望していましたので、本当うれしいと思います。

でも、これ、コストがかかっていると思うのです。幾らか容量という、これはどのぐらいの割合で、

ＩＣカードを使うと必要になってくるのかということをお教えください。

それと、コロナ禍によって利用率が下がっているというのは、それも仕方ないわけではありますが、1つは、利用者の増加が求められると、求めなくていいと思っています。

なぜかという、自転車が大変たくさんになっていて、自転車の置場がないと言って、対応していく必要があるということで対応もしているの、少し余るぐらいが私はいいのかなと思うのです。なので、無理にとは言いませんけれども、コロナ禍が収束していけば、当然また自転車問題は出てくると思いますが、あまり積極的に利用してというぐらい、私は余裕はまだないと思っているので、このままでいいのではないのかという思いはあるのですけれども、そのお考えはどうかということ。

それから、シェアサイクルが大分増えました。所管が違うと思いますけれども、シェアサイクルの影響も多少この利用率のところに、変わってきてはいないか、どうなのだろうと、そこら辺を何かつかんでいけば教えてほしいのですが、逆に、放置自転車等々のステーションが、いろいろなところにステーションができたのです。そうすると、結構乱雑に置いてあるところがある。それは、多分業者が入っていますから、そこが管理していくのだろうと思うのですけれども、ちょっと所管が違ったらごめんなさい。逆にシェアサイクルと駐輪場との兼ね合いが出ていくのではないのかという思いはあるのですが、そのすみ分けとか、役割分担なども、シェアサイクルの業者、今回、議題ではないですが、注意喚起も必要な部分も出てくるのではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長

まず、1点目の交通系のＩＣカードにつきましては、1回の利用当たり、手数料につきましては、これはPASMOについては2%、Suicaにつきましては2.5%の手数料がかかるというところでございます。

また、2つ目の自転車の利用者の使用は増えなくてもというお話もでございます。こちらはいろいろな考え方があると思いますので、例えば、当然使用料は区の歳入という部分もございまして、そこはいろいろな考え方があるのかなというふうには認識をしているところでございます。

ただ、施設的に利用状況、もし放置をされているような駅で、かつ、例えば自転車駐車が利用されていないというような状況であれば、これは当然、使用していただかなければ困る。そのためには使いやすい自転車駐車場が必要なのではないのかという観点から、そういう考え方はできるのかなというふうにご検討しております。

また、3つ目のシェアサイクルの放置の関係でございまして、こちらの部分につきましては、ドコモのシェアサイクルなのですけれども、こちらの巡回車が回ってきて、例えばポートに足りない自転車等がある場合は、順次移動させながら運営しているところでございます。

また、通常の自転車利用とバランスとの兼ね合いですけれども、自転車の利用者の方は、それぞれいろいろな需要というか、多様な使い方があると思います。当然、一時的に、例えば、たまたまそのシェアサイクルがある場所が会社の近くであれば、短時間で使うのでシェアのほうが便利だとか、また、定期的な確実な自転車利用があるということで、自転車は自分の所有において駅前まで毎日のように自転車を使うという、いろいろな考え方がございまして、そのようなニーズに対応するように、バランスよく運営をしていくべきなのかなというふうにご検討しているところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。ＩＣカードの手数料は結構あります。それが一応、品川区の収入という部分でいうと、その分少なくなったということの理解なのかなと思うのですけれども、それは、ある程度仕方

ないかなというふうに思っております。住民の便利さをぜひお願いしたいというところでもありますので。

シェアサイクルとの兼ね合いなのですけれども、多分、構図が変わってくる可能性があるかと思っていて、ステーションが増えてくれば、自分の近くにステーションがあつて、駅までささつと行って、駅のほうにそのステーションがあれば、そこに置くという形になると、自分で自転車を持たなくて済むということになるので、そうなってくると、もしかしたらニーズのボリュームも変わってくる可能性があるという思いがあるのです。なので、それはそれとして整備を進めていくということも必要ですし、自転車の考え方が、シェアサイクルができることによって、私は方向性も若干変わりつつあるかもしれないというふうに思ったので、そこはちょっと注視していただいて、その状況に合わせてステーションを増やしていくのか、駐輪場を増やしていくのか、それとも整備していくのかというふうなところまで来る可能性もあるのかというふうに思いますので、無理に私は利用者を、整備はしなければいけないです、放置自転車があつたらいけないので、それは別問題として、放置自転車対策というふうにしていかなければいけないのですけれども、利用者を増やすというよりは、そちらのほうに注視していただいて、管理者の方々にも、放置自転車という視点での管理とか、周辺のそういう注意も含めてお願いしていきたいというふうに思っておりますので、今後いろいろ変わるかと思えます。よろしくお願ひします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかの方はよろしいですか。

○のだて委員

先ほど、聞きそびれまして、賃金のところですけれども、最低賃金アップに伴ってアップしたということですが、区が委託をしている事業で、最低賃金でいいのかと思うのです。やはり今、この最低賃金では暮らしていけないということも言われています。働いている方は若い方はそんなにいないと思いますが、それでもやはり最低賃金で暮らしていくというのはなかなか大変だというふうに思っていますので、そのところ、ぜひさらにアップしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川口交通安全担当課長

そちらの賃金の関係につきましては、当課の事業のみならず、区全体として、そのような考え方をしっかりと把握していくことが必要なのではないかなというふうに考えております。

○のだて委員

そのような考え方というのは、どのような考え方ででしょうか。

○川口交通安全担当課長

失礼いたしました。一応、契約面を担当している部署と調整を図りながら対応させていただければというふうに考えております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○こんの委員長

次に、(5)品川区舗装修繕計画の策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口道路課長

それでは、報告事項(5)品川区舗装修繕計画の策定について、クリップどめした資料が配付されていると思いますので、そちらに基づいてご報告をさせていただきます。

まず、説明に入ります前に、誠に申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。1枚目、A4判の資料の、1、目的の4行目になります。「品川区公共施設等総合管理計画」との記載がありますが、正しくは「品川区公共施設等総合計画」で、「計画」の前の2字の「管理」の削除をお願いしたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

この品川区舗装修繕計画につきましては、総延長約32.8kmの区が管理しております道路を対象としており、今後、このストックを限られた財源の下で適正に管理を行っていくためには、舗装の延命化を図る予防保全型の管理により、更新時期の平準化など、計画的で効率的な修繕に取り組んでいく必要があります。

そこで、平成29年度には品川区公共施設等総合計画が策定されており、この個別計画として、区が管理します道路の舗装の維持、更新、管理に関する方針を示した計画を今回策定したものでございます。

次に、計画の概要といたしましては、お手数ですが、添付しておりますA3判の2枚の資料をご覧くださいと思います。こちらでご説明をさせていただければと思います。

それでは、右上に別紙と書かれたA3判の資料の1枚目をご覧くださいと思います。

まず、今回、修繕計画の大きな視点といたしましては、平成25年度に発生しました笹子トンネル事故を契機といたしまして、インフラ点検の重要性が社会的に求められてきたところでございます。また、品川区においても、先ほどご説明したとおり、品川区公共施設等総合計画を策定し取組を行ってきているところでございます。併せまして、法整備、また、国庫補助金制度の創出など、国による支援も充実してきたところでございます。このような背景を受けまして、本計画の策定を進めてきたところでございます。

計画では、壊れたら措置を実施していく事後保全型の維持管理ではなく、日常点検などで常に舗装の状況を把握し、損傷を予測して計画的な予防的修繕を実施する予防保全型の維持管理を行っていくこととしております。

ここで資料の右側、舗装の損傷と修繕例をご覧くださいと思います。

少し説明になりますが、一般的に舗装が損傷して修繕が必要になってくる事例といたしましては、車両等の通行によりまして表面にひび割れが起きまして、そのひび割れから雨水が進入することで、舗装の下にある路盤の砂が表面に流出する、または地盤が軟らかくなることで修繕を実施しなければならない、そういった状況になっていることによって修繕を行ってきているものでございます。

また、ひび割れがひどくなる前に表面だけを削って修繕していく場合と、路盤までを修繕する場合とを比較しますと、費用は3倍以上、工期は4倍となっております。そこで、本計画の目的でもあります点検等を行い、適時適切な修繕を行う予防保全型の維持管理を行うことで、更新時期の平準化など、計画的で効率的な修繕につなげていきたい、そういったねらいがあつて策定したものでございます。

続きまして、資料の2枚目をご覧くださいと思います。

ここでは、今回策定いたしました修繕計画の内容について概要を整理しているものでございます。

先ほど来、ご説明させていただきました背景や視点を踏まえるとともに、区が管理している道路につきましては、大型車が多く通行する道路もあれば、皆さんの生活に密着した道路もあります。そこで、本編の2ページから、道路の分類について整理しており、また、8ページには、分類した道路の地図を表記しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

大型車両の通行が多いほうが損傷の進行が進む、そういったことから、その通行量に応じた道路の分類を行っております。

大型車が100台以上通行する主要な区道と、それ以外のその他区道に分類して、維持管理の手法ですとか、修繕工法または修繕の計画、そういったものを本計画で整理してきているものでございます。

次に、管理の方法といたしましては、主要な区道は、週2回以上の日常点検と、おおむね5年ごとの定期点検を行いながら、応急補修ですとか、計画的な修繕工事、そういったものを実施していくものでございます。

続きまして、その他区道につきましては、月1回以上の日常点検を行いながら、応急補修や修繕工事を実施してまいります。

次に、修繕する工法につきましては、一般的に全てを直す全層打換えですとか、アスファルト舗装部分のみを変える打換え、または表面を削って舗装するオーバーレイなどの様々工法がありますが、どの工法を採用するかにつきましては、先ほど来ご説明させていただいた日常点検ですとか定期点検、そういったものの結果を踏まえまして、このフローを基本としつつ、実際の修繕工法を決定し、実施していくものと考えております。

次に、これまで説明させていただきました内容を踏まえまして、今後の50年先を見据えた計画といたしましては、対象としては、区が管理している全ての路線を対象に、主要な区道とその他区道に分類して、それぞれの路線の特性や舗装の現状を踏まえまして計画としており、さらに、現状の予算規模、実現可能な予算、そういったものを設定した上で計画をしております。

具体的には、それぞれの道路分類に応じた日常点検によるひび割れや損傷の状況を把握しながら、主要な区道では、その進行状況を予測して、修繕基準に照らした必要な修繕費用を算出しながら計画的な予防保全を実施していくこととし、その他区道といたしましては、管理延長も長く、または上下水道などの企業者工事も行われることを考慮して、一定の修繕サイクルを設定していく中で必要な修繕費用を算定しながら実施していくものでございます。

さらに、舗装構造につきましては、健全な状態を確認するため、定期的な調査を行いながら、舗装の長寿命化を図っていくものでございます。

図表につきましては、ちょっと小さくて見えにくいところもありますが、本編の15ページ以降においても同様のものを整理しておりますので、後ほどご確認いただければと思っております。

お手数ですが、1枚目のA4判資料にお戻りいただきたいと思います。

2の計画の概要の一番最後に記しておりますが、本編計画につきましては、5年ごとの定期点検を行っていく計画になっておりますので、この点検結果を踏まえて、計画の見直しを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、今後の予定ですが、この報告が終了後に、できるだけ速やかに品川区のホームページにて公表を予定しているものでございます。

○この委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、舗装修繕計画を策定するというご説明がありました。平均でいくと、年間主要な区道は3.4億円、その他区道は5.4億円の維持管理経費がかかっているということなのですが、まず、資料のところ、冊子のほうの18ページ、一番最後のところです。このグラフの見方がよく分からなかったのも、特にジグザグしているところです。この見方を伺いたいと思います。

それと、今後の予定としてホームページで公表していくということですが、今回のこの計画は、パブリックコメントとか、そういったことは行わないのか。行わないとすると、そうした理由を伺いたいと思います。

○溝口道路課長

それでは、本編資料の一番最後にある18ページについてご説明をさせていただきたいと思います。

この表につきましては、その他区道といまして、一般的に生活道路を今後どう管理していくかというところを表したもので、毎年、ここにも書いてありますように、大体同じぐらいの同等の距離で、占用工事または道路管理者がやっている工事が行われている感じになっております。

そういった中で、年間約1.4kmから1.5kmほどの整備を行っていく、そういったものをしていく中、残りの約300kmぐらいの一般、その他区道になりますが、それをこのサイクルで回していきますと、灰色の線が多分一番分かりづらいのだと思いますが、これは徐々に、累積割合ということで改修を行ってきた割合をずっと上げていって、大体17年ぐらいで全て改修が終わって、また次のサイクルに移って17年で回していく、ですから、その他区道で約300kmありますものを、大体17年サイクルで改修を回していった健全な道路の状態を保っていく、そういったものを表している図になっていますので、これに必要な予算ですとか規模、そういったものを毎年予算要求しながら進めていきたいというふうに考えて表しているものでございます。

次に、パブリックコメントについてですが、今回お示した道路の修繕計画につきましては、道路法の規定ですとか、国から出されています舗装点検要領、そういった指針に基づいて、要は、道路管理者として、どのように道路を管理していくのか、その基本的な考え方を示したのになりますので、改めて区民の方、一番関心があるとすれば、自分の家の前の道路がいつ工事されるのか、そういったものに関心事になると思いますが、そういったものを定めた計画になっておりませんので、あくまでも道路管理者として必要なものを区民の皆さんにお示しする、そういったところで出しております。

また、具体的な路線については、様々日々いただいている皆さんからの要望または道路の点検状況、そういったものも含めて予算要求しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、本計画については、改めてパブリックコメント等の意見を聞きながら進めていく形ではなくて、区として、また道路課として、どうやって道路管理をしていきたいということを皆さん出したいということでまとめたものでございますので、改めてパブリックコメントの実施等は考えておりません。

○のだて委員

区の考え方をまとめたものなのでパブリックコメントはやらないということですが、こういったものをパブリックコメントしていけばいいのかというのは、私ももっと深めていきたいと思いますが、やってもいいのかなというふうに思いますので、聞かない理由もないのかなと。いろいろな視点でご指摘をいただいて、さらによくしていくということも考えられるのかなというふうに思いますので、そこ

は今後、検討していただければというふうに思います。

それと、実際、今回、この計画が示されたのですが、これを行うことで、どれだけ長寿命化ができるのかというのがちょっとよく分からなかったの、そこを伺いたいのと、それで費用の平準化をすることで、どれくらい出費が抑えられるのか、そこも伺いたいと思います。

今回、国の補助金の制度も整ってきたということで、これを整備するに当たって、補助金がどのくらい出るという考えなのかも伺いたいと思います。

そして、今回、この間、国のほうでは、平成25年にインフラ長寿命化基本計画を策定してきたというところで、品川区として、舗装修繕計画がこの時期になった理由を伺います。

○溝口道路課長

まず、今回、計画をつくって長寿命化ですとか平準化というところでございます。通常やはり20年から30年で、何もしなければ壊れる。また、路線によっては10年とかで壊れている、そういったところがありますので、要は、少しでも日常点検をしっかりとすることで、5年でも10年でも、そういったところを延ばしていく、そういった取組をしていくというのが1つ大きなところで、具体的に、それぞれの道路の事情によって修繕の時期は変わってきますので、一概にはこの計画をつくったから、品川区道が全体に10年延びた、20年延びたというのは、なかなか表しづらいところはあるのですが、それぞれやはり一番はバス通りとか、沿道の方に影響を及ぼす大きいところの路線をしっかりと管理することによって、または、少しの振動の段階で手を加えることによって振動がなくなるとか、大規模な、下を全部掘ってやり直すという形ではなくて、表面だけで直せるという形、そういったものをしていくことによって、少しでも工事の平準化が図れる、そういったものを目指してやってきているものでございます。

また、平準化に伴ってコストのところですが、橋梁とか、ほかのところを見ますと、平準化することによって幾らかということが出るので、やはり道路につきましては、皆さんの生活に密着するところでございますので、一番の関心事と、私どもとしては、今、現行の予算でどこまで私どもがしっかりと管理できているのか、できないのか、この先やはりもっと予算を積まなければいけないのか、そういったところの視点が大きいというふうに考えています。

今現在のこの計画の中でいきますと、今の同程度の予算規模、また、この後の質問にも関連しますが、国庫補助金、そういったものを活用していく中で、しっかりとした一定レベルの道路の維持管理ができる、そういったことがこの結果で現れてきておりますので、まずは私どもは、これに基づいた形で予算要求、または整備延長、そういったものをしっかりと取り組んでやっていくことで、50年先もサービス水準を落とすことなく道路づくりをしていく、そういったものを目指しているものでございます。

また、補助金につきましては、様々な制度がありますので、一定、今後整備していく段階で、今までは維持修繕に対しての補助金がなかったものを、この計画をつくって、この計画に基づいた取組を今後していくことによって、修繕計画に基づいた補助金ということで活用できる補助金も出てきておりますので、そういったものは引き続き国の動向も情報等を取りながら、使えるものはしっかりと使って予算要求に反映していきたい、そういうふうに考えてきているところでございます。

策定期間につきましては、国のほうもあれですけれども、1つは、やはりまずは維持管理をどうやっていくのか、管理をどうやっていくのかというところで、そういったところでいくと、平成29年から、私ども、ドライブレコーダーを活用して、ICTといいますか、AIとか、そういった最先端の技術を使いながら自動解析ができる、そういった取組を一緒に進めてきたところでございます。それが一定、

この令和元年からまた始めたものを含めて、令和2年度に一定の成果が出てきたところもありますので、そういったことを踏まえて、また、今回、そういったところで蓄積したデータも踏まえた形での計画策定になってきておりますので、この時期の策定、公表になったものでございます。

○のだて委員

どれだけ経費削減できたかではないということで、それもしっかり管理していくということは重要だと思いますので、今後、どういうふうになっていくのか、実績を見ながら私も見ていきたいというふうに思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

これは非常に期待する制度だと思っていて、予防という観点から整備していこうということで、かなり有効的なのかと思うのですけれども、まず、予算というか、いろいろな補助金が出てくるということは分かるのですが、今までのレベルでいうと、結構、品川区の負担もあったと思うのです。100%は出ていなかったと思うのですけれども、10分の10だったら全然問題ないのですが、半分とかとなってくると、やっぱりそれを見通した形で長期にわたっての予算立てが必要になってくると思うのです。それから、東京都とは関係ないのかとか、その補助金関係の今後の見通し、そして、これからこの計画をしていく上で、どのぐらいのレベルで品川区は考えていけばいいのかというところが分かれば教えてください。

それと、道路空洞調査というものがあったと思うのですけれども、これも調査し始めたと聞いていたので、どのぐらいの調査が終わって、品川区の現状はどうかというところが分かれば、お願いしたいと思います。

そして、あともう1つは、いろいろな工事があります。不燃化特区などもあって、いろいろなところで工事があって、その都度、区道関係も民間の開発も含めて考えると、結構工事を盛んにやっていて、道路が荒れるというような状況が起きるのです。そういう現状もあるので、やっぱり工事などの状況を踏まえた形で、いろいろグループ分けしているのですが、これは多分、区民からの要望等というところに入るのかと思うのですけれども、優先順位の取り方というのも少し変わってくるかな、まちづくり。例えば、再開発などを行っているところなどは、当然道路が荒れてくるので、それが終わらないと、なかなか計画が立てられないというところではあるかと思うのですが、やっぱり区民の方々からはクレームが来たりするのです。

それと、細かく、例えばここエリアだけ工事しているから、ここに関連する道路が荒れてしまう。でも、そこから外れると割といいとかという、道路は1本なのですけれども、でも、部分部分によって影響が出てくる。大型車両が入ってくると、そこも荒れやすくなってきたりするので、全体的に舗装するという時期なども、結構、判断するのは難しいのではないかと思うのですけれども、その辺はどういうふうな運用をされるのでしょうか。

○溝口道路課長

これまでの関係をまず説明させていただきたいと思います。これまで品川区の管理する道路の補修につきましては、道路の新設、都市計画道路は別ですけれども、それ以外のものは基本的に品川区の費用というか、品川区で予算をとって整備をしてきたという経緯があります。自分たちが管理しているものを修繕していく、直していく、または管理していく、そういったものに対しての国からの補助金という

のは、国は国で自分たちの国道等を管理していくという考えがありますから、それぞれの管理者がそれぞれの責任において管理していくというのが基本的な今までの考え方です。

ただ一方で、やはりこれだけつくっております道路がだんだん古くなってきて、安全に使いなくなってきている。そういった実情もある中、国を含めて社会的にそういったインフラをどのように今後管理していくのかというところで、国としても、新たな制度、または補助金、そういったものを含めて充実してきたというところがありますので、私どもとしては、今現在の予算規模で、補助金が入らなくても、同じ予算規模で維持できれば十分管理できるというふうにはこの計画ではなっておりますが、やはり昨今の状況等を考えて、財政状況がこのままずっといくというふうには考えにくい部分もありますので、そういったところの中で、少しでも予算規模を減らさないために、国庫補助金の導入も考えていきたいというふうに考えているところで、補助率は、ちょっといろいろと制度によっても変わってきますので、一概には言えませんが、100%補助にはやっぱりならないと思いますので、2分の1であったり、または補助要綱の中にどこが該当するかによって変わってきますので、できる限り使える補助金は使っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、一方で、空洞調査でございますが、これにつきましては、警戒道路等を含めて、平成28年から5年間で一巡するよう形で終わっておりまして、今回、一巡して調査が終わっているところでございます。また、今年度も引き続き同じような形での調査を行っていききたいというふうに考えております。

そういった中で、道路が悪いところ、または空洞があるところ、そういったことも見積もっておりますので、引き続き、道路の空洞調査を、この舗装の修繕計画と併せてやっていきたいというふうに思っております。

あと、工事の関係、私どもがやっている修繕工事だけではなくて、やはり建築工事ですから、様々な要因があって道路が傷んでいくということはあると思います。そこは大規模な、または、今回していますしっかりした維持管理がまずは大事だと思っておりますので、日頃からの点検をしっかり行っていくことで、私どもも先の修繕を見据えてやっていく、または事前の調整もできる限りやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。2点ほど、民間の工事が入ったときの道路の荒れとかというふうになったときに、やっぱり責任は、そのの工事をやっているところですよ。なので、そこでの指導も必要になってくるのかなと、そこでちゃんと計画を、終わった後には道路をきれいにしなさいなどと強く言うことも必要なかと思っております。それについて、民間の方々との調整をどうするのかというところ。

それから、今後の予定の中で、ホームページに公表するということなのですが、何を公表するのですか。この資料を公表するのですか。計画のほうをするのか。そうすると、非常にこれは分かりにくいというか、メッセージは何をメッセージにしていいたかというのが、ちょっと分かりにくいかなと思うのです。だから、安心してほしいというメッセージなのか、その分、下手をすると、「何、工事ばかりになるの」と。よくいわゆる公共事業は、年末になると、道路を掘り起こして、何かいつも工事をしているよねみたいに思われてしまうのも、なかなかそれはやっぱりご理解していただく必要があると思うので、そういう誤解までいかないかもしれませんが、そういう「また不便になるの」みたいな状況になるのはよくないというふうに思っているのです。その表現の仕方はどう考えていますか。

○溝口道路課長

まず、民間の工事は、委員おっしゃるように、しっかり監督指導、そういった部署もありますので、そこを私ども道路課とでしっかり連携しながら、まずは原因者といいますか、壊した人にしっかり直してもらい、そういったことも大事だと思いますので、そういった取組をやっていきたいというふうに思っております。

あと、ホームページの公表ですけれども、本文だけだとやっぱり分かりづらいので、今回、私が説明で使わせていただいたA3判の資料も一緒に添付するような形で公表していきたいと思っておりますし、文書の中には、やはり今後、先ほど来、私のほうからご説明しております長寿命化を図りたい、そういったものを主眼にしたホームページの書き方、まずはというところでは、そういったところもしっかり書いた上で公表していきたいというふうに考えております。

今後公表していく中で、また、もし見づらいとか、分かりづらいというお話があれば、それはまたご意見をいただきながら、直せるところは直していきたいと思っておりますが、できる限り、皆さんに私どもの意図が伝わるような形でのホームページ、そういったものを今考えているところでございます。

○稲田土木管理課長

民間が区道を掘削するときの指導をする専門部署が、私のところの土木管理課の占用係というところがやっております。計画を出してもらって、どのようにやるのかとか、細かいところまでチェックしながらやってきているものなのですけれども、それと、また、道路工事調整協議会を年に4回ほどやっております、また、長期道路工事調整協議会というものもありまして、大きな工事、再開発の工事とか、予算を年間で調整をしながら、一番はやっぱり道路課との調整をしながら、区民の皆様になるべく迷惑をかけないようにということに気を配りながら、日々やっている状況でございます。

○西本委員

最後に意見だけ。公表するときに、いろいろと工夫されるということなのでしょうけれども、あくまでこれは快適な生活をするためだということの理解をしていただくような文言をお願いしたいというふうに思います。やはり道路工事などというと、「また不便なの」とか、電線の地中化にしても、すごい長くかかって、非常に皆さんに不便がかかるわけです。だから、道路工事というと、あまりいいイメージがないので、最終的には快適な生活になるのですけれども、そういうような目的を持ってやっているのですよということは、しっかりお伝えしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○塚本委員

少し確認だけさせていただきたいと思うのですけれども、2ページ目の3、維持管理方法のところ、これまでの質疑にもちょっと関わるのですけれども、主要な区道とその他の区道というところで、それぞれ維持管理方法が示されています。ICT、先ほどちょっと説明もあった車の巡回によって状況把握をして、そのデータから応急補修。それとは別に、定期点検等で計画を立ててということだと思っておりますけれども、計画に基づく修繕工事をやりますというところで、このICT機器のデータというところで、どこまで、これは表面的な損傷みたいなところで、路盤というところがどれだけ傷められているかというところまでは分からないということなのでしょう。ICT機器からは応急補修ということになっているのかというところの確認です。

それから、いわゆるこの計画ということは、多分スケジュールで、いついつこの道路は修繕工事をしますよということなのだと思うのですけれども、いろいろな状況等があると、やっぱりこれまでの質疑

にもありましたが、その計画以前に、相当傷んでしまうというような事態もあり得ると思うのですけれども、そういったことはどのようにカバーしていくのかということをお伺いしたいと思います。

○溝口道路課長

まず、ICT機器を搭載した車両での巡回の関係でございます。これにつきましては、委員ご指摘のように、表面しか分からない。特に表面のひび割れですとか、道路の車両が通行したときの段差、そういったものを検知しながらやっていく。ただ、これまでの経験上のところもありますので、一定やっぱりひび割れが進んでいく中で、ここまで進むとやっぱり下まで、路盤まで行っているだろうというところの、ある程度、推測も立てながらやってきているところがございますので、そういった中で、1つは、そういったところ、または、完全にその後、現地を確認すると、もう本当に剥がれそうになっているところもありますので、日常の巡回または目視による点検を併せてしっかりやっていきたいと思っております。そういった中で必要な補修、修繕、そういったものも行っていきたいと思っております。

あと、今後の各路線の考え方なのですが、今回はあくまでも大きなところで、今、これまで取り組んできたもの、またこれから取り組んでいくもの、そういったものを合わせて今回計画として整理させていただいたところで、50年先も健全な道路を管理できるということが分かってきておりますので、あとはそれをいかに実行していくかということだと思います。そういったところで、やはり先ほど来、話しています点検で出た悪いところをしっかりと直すというのも1つですし、区民の方からの要望とか、そういったものをしっかりと受けながら路線を決めていかなければいけないと思っておりますので、一概に私どもが一方的に、ここの路線とここの路線をやって、区民の方から、または沿道にお住まいの方からの要望を聞かないでという形にはならないと思っておりますので、そういったところも踏まえて、場合によっては優先順位を変えながら、見直ししながら、区民の方に少しでも喜ばれる道路整備をやっていきたいと思っておりますし、ある区間だけちょっと直せばということもあると思っておりますので、そういったところも併用しながら、道路の適正な維持管理に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○塚本委員

ありがとうございます。品川区、東京23区と言ってもいいかもしれないですけども、地方へ行ったりすると、道路の状況は、地方と比べるとやっぱり非常によく管理されているというのは感じます。それは道路課の努力とともに、一定の予算もしっかりかけながら、多分地方は、なかなかこれだけの予算をかけてできないのだろうなということを感じるのですけれども、そういった中でも、予算をしっかりと無駄なく適正に執行しつつ、今の道路の整備状況を維持管理していくということが、本当に大事な道路課のお仕事だと思いますので、この計画をしっかりと実行していただきたいと思います。そういった目的を達するものになり得るように、しっかりやっていただきたいと思いますというふうに要望いたしまして、以上で終わります。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時25分休憩

○午後1時25分再開

○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、建設委員会を再開いたします。

(6) しながわ区民公園北側ゾーン改修工事について

○こんの委員長

次に、(6)しながわ区民公園北側ゾーン改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

私からは、しながわ区民公園北側ゾーンの改修について報告をさせていただきます。

なお、本件は、昨日開催されました総務委員会におきまして、契約議案としてご審議をいただき可決をいただいた案件であり、関連して当委員会に工事内容等について報告をするものでございます。

資料は、A4判両面刷りのものをご覧いただければと思います。

1、概要でございますが、3つのゾーンに分けて段階的に再整備を進めておりますしながわ区民公園は、中央ゾーン、南側ゾーンと改修を進め、残る北側ゾーンにつきましては、南側ゾーンに続いて整備を行うべく準備を進めてまいりました。北側ゾーンの設計を進めるに当たり、利用者や周辺にお住まいの方々の意見を反映させるため、令和2年12月と令和3年3月の2回にわたり、整備計画案についてのアンケートを実施するなど、利用者ニーズの把握を行い、その内容を計画に反映し、本年6月に計画説明会を開催いたしました。

工事は、10月に契約をさせていただいた後、11月に工事の説明会を開催する予定でございます。説明会の後、12月に工事に着手する予定としております。

工事説明会の日程や場所につきましては、現在未定でございます。決定次第、委員の皆様にはお知らせする予定とさせていただきます。

2、整備概要についてでございますが、裏面に記載をしております改修計画図と併せてご覧いただければと思います。

今回契約をする第1期工事では、運動施設以外の改修工事を行います。

具体的には、桜の広場の更新や北口周辺の整備、周辺園路のバリアフリー化と災害時活用のための園路拡幅などを行う予定でございます。

第1期工事の工事期間は、来年度末を予定しておりまして、来年度後半には第2期工事の発注を予定しているところでございます。

第2期工事では、運動施設の改修を行う予定でございます。少年野球場とテニスコートの改修および少年サッカー場の新設を行う予定でございます。

最後に、4、スケジュールでございますが、本年10月20日に第1期工事の本契約となった後、11月の説明会、12月の工事着手を予定しております。竣工は令和5年2月の見込みでございます。安全第一で工事を進め、多くの方から長く愛される公園となるよう努力してまいり所存でございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります前に、委員の皆様を確認をお願い申し上げます。

今も説明がありましたように、本件に関わる契約議案は総務委員会に付託され、昨日審査の上、可決されております。つきましては、本日の建設委員会においては、議案審査ではなく、報告事項に対する質疑を行うということでご留意いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

この区民公園の北側の改修は、この間も地域の方からいろいろお話があつたりしてきましたので、これまでもアンケート等をやられて、様々な意見を取り入れて進めておりますので、引き続き、住民の理解、利用者などのご理解をいただけるように、意見交換といえますか、説明などをしていっていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○高梨公園課長

しながわ区民公園は、周辺の方のみならず、区内全域から訪れる大きな公園でございますので、工事に際しましては、工事説明会等を通じて、しっかりと利用者の皆様、また、周辺の皆様方に理解をしていただいて、工事が円滑に進められるように努めてまいりたいと考えております。

○こんの委員長

よろしいですか。

ほかにございます。

○西本委員

まず、第1期工事範囲ということで、スポーツ施設の周りということになっているのですが、この周りは、わりかし木とかが鬱蒼としているのですが、緑の多いところですか。なので、どういう雰囲気になるのでしょうか。なるべく自然は維持してほしいという思いがあるのですが、木のほうも樹勢の衰えた樹木ということで整理されるということなのですが、どういう感じになるのでしょうか。

○高梨公園課長

基本的なしつらえにつきましては、今、樹林となっているようなところは引き続き樹林として整備をしていきたいというふうに考えてございますが、今、委員からもご説明ありましたとおり、開園からもう40年近く経っているということで、大分木々が密生して生い茂っているといったところで、中には、密集し過ぎて成育が悪いような樹木も多うございますので、そういったところは適正に間引くような形で整理することと、大分老木、老朽化しているような樹木もございますので、そういったところは更新を今回の整備では行うというふうに思っております。

ただ、今回、この北側ゾーンにつきましては、運動施設以外のところは、散策であるとか、ランニングであるとか、この周辺園路を楽しむ方も非常に多くいらっしゃいますので、まずはしっかりとその周辺園路周りのバリアフリー化を行うとともに、緑の確保についても、新たに植える木、あと残す木の適正な整備が終わった後の管理も含めて、しっかりと区民公園全体としてやっていければなというふうに考えているところでございます。

○西本委員

幅員が6mにするということで、道路がありますよね、あそこは何と云うか、ランニングしたりするときのあそこの道路幅は変わらないでいいのですか。なぜかという、そこを広げてしまうと、やっぱり樹木のところが狭くなってしまったりということで、ちょっと全体像が見えないものですから、緑も大切だし、あそこで散策する人も必要だし、マラソンなどをしている人、ランニングしている人もたくさんいるし、その辺の兼ね合いはどうなっているのでしょうか。

○高梨公園課長

まず、周辺の園路は、今も歩行者用と自転車用とございますけれども、今回、自転車のほうの通路は、引き続き自転車の通路として確保するのですけれども、歩行者の部分については、6mに拡幅し、災害時、発災時の緊急車両等の動線にも配慮できるような形で、これは区民公園全体を通じて整備をしてきているものなのですけれども、そちらを北側ゾーンも踏襲して行うということを計画しております。そのため、一部、現在の動線を基本には考えてはいるのですけれども、特に北側広場につきましては、現在、北側の競馬場通りに面している部分はかなり鬱蒼としているところがございますので、そちらの部分については、ちょっと広く切り開くような形で園路と広場を確保する。ほかの場所についても、一部、今の樹林帯を削るという言い方がいいかどうかはあれなのですけれども、一部その樹林帯を園路により拡幅をさせていただいて、災害時に有効な園路をつくるために整備をさせていただくということを計画しております。

○西本委員

ありがとうございます。これ、北口のほうを開放的にとっているのですけれども、ここは、今、午後5時に閉めるのですよね。その開放も、ここを考えるのか。考えないのか。例えば開放的と、よく言えば、趣があっていいねというふうな雰囲気を持っているし、あまり近代的になってしまうのも、何となくマッチングしないだろうなとかとっていて、デザイン性なども必要なと。あそこは競馬場に行く道があるので、この入り口の雰囲気が公園の雰囲気に直結するところがあって、入りやすいとか、何か素敵な公園なのかなとかというふうに感じられる部分は入り口だと思うのです。中央のほうは、それなりの水族館的な、何かそういう雰囲気があるのですけれども、この北口は、もうちょっと、今ちょっと暗いので、ちょっと明るめで、入りやすそうな、そのような雰囲気が欲しいと思うのですが、どのようなイメージでしょうか。

○高梨公園課長

まず、北口の入りの雰囲気にしてなのですけれども、こちらは、やはり今、委員がおっしゃるとおり、ちょっと暗いといった意見も多うございましたけれども、一方で、今の緑豊かな雰囲気も好きだというような双方の意見がございました。今回いろいろと調整をさせていただく中で、区といたしましては、北口付近は、ちょっと鬱蒼となって樹木が密生している部分については整理をさせていただいて、今よりも比較的明るい開放的な雰囲気で北口の入りは整備していこうかなというふうに考えているところでございます。

一方で、今の持つイメージ、木々が並んで、緑豊かな公園に入っていくぞといった雰囲気も、開放的にしながらも、一部残すような工夫を工事の中でまたやっていければなというふうに思っているところでございます。

閉鎖の時間についてなのですけれども、どうしても防犯面であったり、もろもろの理由により、北口については17時で閉鎖といったところで、現在、運用しています。一方で、テニスコートのほうは21時まで使ったりもしていますので、場所によって時間を分けて開けるということをやっております。今回、段階的に再整備を進めてまいりましたので、また運用しながら、再整備した区民公園の状況に合わせて、閉鎖の時間帯であったりとか、そういうところはしっかりと現状を見ながら検討を進めていきたいと思っております。

○西本委員

ありがとうございます。北口のところが午後5時ということで、例えば、テニスコートとかを使われ

ている方が帰ろうとすると遠くなるのです。モノレールのほうに行こうとすると、大井競馬場の駅に向かおうとすると、ぐるっと回らなければいけなくなったりするので、もうちょっと開放する時間は検討があつていいのかと。もちろんセキュリティの問題がありますので、そこは必要になってくると思うのですが、今後、検討していただければと思います。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」(改定素案)について(パブリックコメントの実施)

○この委員長

次に、(7)「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」(改定素案)について(パブリックコメントの実施)を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

引き続きまして、私から、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」の改定について報告をさせていただきます。

資料は、A4判の説明資料と、A3判を折り込んでございます計画素案の概要版、必要に応じて素案の本編もつけておりますので、そちらのほうもご覧いただければと思います。

最初に、A4判の説明資料、1、計画の概要でございますが、品川区水とみどりの基本計画・行動計画は、区の将来像である「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を目指しまして、水とみどりにおける目標や具体的な取組を定めるものでございます。

現行の計画は平成24年に策定をしております、その計画期間である10年が経過するとともに、区を取り巻く様々な環境の変化を踏まえるために、令和4年度からの10か年を新たな計画期間と設定し、計画を改定するものでございます。このたび素案が取りまとめられましたので、区民へ公表するとともに、パブリックコメントを実施いたします。

2、計画改定の経緯でございますが、学識経験者、区民団体の代表者、区職員で構成する検討委員会を立ち上げまして、これまで4回の委員会と現地視察会を行ってまいりました。会議は記載の日程で行ったところでございますが、コロナ禍の影響で、第3回の委員会については書面開催で行ったところでございます。

次に、計画素案の内容について説明をさせていただきます。

資料は、A3判両面刷りを織り込んでいる概要版を見ていただければと思います。

最初に、1ページ目、緑色の表紙をおめくりいただいて右下にページ番号が振ってございますが、ページ番号1をご覧ください。下段でございます。

現行計画における目標の達成状況でございます。

みどりに関する目標では、現行の計画では、みどり率を22.6%とする目標を設定しておりましたが、令和2年3月の調査では21.1%となり、目標は未達成となりました。

水辺に関する目標では、水辺に親しめる空間を5箇所以上整備・開放するという目標に対し、4か所完了、1か所は今後整備予定ということで、おおむね達成という結果となっております。

資料は、このページ裏面にまいりまして、ページ番号は2・3ページでございます。

現行計画の目標の達成状況を踏まえ、現行の施策の実施状況を分析し課題を抽出するなど、検討委員会で議論をしてまいりました。

資料中央上段の現行計画の実施状況を踏まえた課題の部分でございますが、災害時等を見据え、安全安心のために水とみどりを有効に利用すべきであることや、身近に水とみどりを感じることができる空間整備の必要性、品川らしい水とみどりの継承とまちづくりへの反映などを課題として挙げました。

改定検討委員会の議論では、品川らしい水とみどりの保全と活用についてや、みどりや水辺について、量の確保も大切であるが、質のよい水とみどりを確保する視点を大切にするべきといったご意見、民有地のみどりを保全するための取組を強化すべきなどの意見をいただいたところでございます。

また、検討に併せまして区民意識調査も実施しており、代表的な結果を資料中央下段に示しております。

「みどりのきれいさやみどり空間の整備」につきましては、約半数の区民が「満足」か「どちらかといえば満足」と回答しており、区が進めるべき施策としましては、公園への緑化や街路樹整備、河川や運河沿いの緑化推進などの回答割合が多くなってございます。

「水のきれいさや水辺空間の整備」につきましては、約3割の区民が「満足」か「どちらかといえば満足」ということで回答しておりまして、区が進めるべき施策としては、水質改善、水辺に親しめる施設の整備などについて回答が多くなっております。

これらの課題や意見、区民意識調査を踏まえ、課題の整理と解決策の方向性として、資料右端に記載の6点を挙げました。

課題1といたしましては、身近な水とみどりを創出する取組が必要であること。

課題2として、防災に役立つ水とみどりが必要であること。

3点目として、品川らしい水とみどりを守り活かす取組が必要であること。

4点目といたしましては、水辺を活かしたまちのにぎわいづくりが必要であることや、その後、区民やNPOなど多様な主体で水とみどりを育むための仕組みづくりなどが挙げられております。

恐れ入ります、次に、資料の概要版2枚目のページ番号4をご覧くださいいただければと思います。1ページ目、織り込んであるものを開いていただけると4ページ目が出てまいります。

ここまでの現況と課題の把握を受けまして、改定する計画において目指す将来像を記載しております。将来像には、現行計画の将来像を踏襲いたしまして、水とみどりがつなぐまちを掲げました。

みどり分野においては、みどりの量の向上を目指しつつ、まちの中で区民が魅力的に感じるみどりの質を向上するべく将来像のイメージを設定しております。

水の分野におきましては、現行計画と同様に、区民による水辺のにぎわいに加え、鳥や魚といった生物にとってもにぎわう水辺となるようにイメージを設定しております。

恐れ入ります、ここで計画素案本編の74ページをお開きいただければと思います。

改定する計画の計画期間における目標について記載がされております。

計画の全体目標といたしましては、「みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます」と定めることといたします。

その下、みどりと水辺、それぞれの目標を3点ずつ記載しております。

最初に、みどりににつきましては、①みどりのきれいさやみどり空間の区民満足度を、現行約50%のものを80%にいたします。

②みどり率、これは区内の樹木等、みどりの面積に公園や水面を加えた面積の割合でございますけれども、現状、21.1%のところ、21.7%にいたします。

③地域団体が維持管理する公園数を、10か所から22か所にいたします。

水辺につきましては、①水のきれいさや水辺空間の区民満足度を、現行約30%のところ、50%にいたします。

②親しめる水辺が多いと感じる区民の割合を、現状約30%のところを50%にいたします。

③区有船着場の利用回数を、年間150回から450回といたします。

みどり与水辺の目標設定につきましては、それぞれ独立した目標をばらばらに設定するのではなく、①については、きれいさ、②については、量、③については、活動・活用と3つの視点で横串を刺し、水とみどりが連動した目標設定となるようにいたしました。

次に、そのまま素案本編の76、77ページにお進みいただければと思います。

計画の基本方針についてでございます。

目標達成のため、記載の5つの基本方針を定めました。現行計画の4つの基本方針に、今回、「基本方針4：様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりにぎわい拠点をつくる」を加えたところがございます。

本編の82、83ページをお開きください。

基本方針に対応させ、記載の施策や事業を展開していく計画としております。

なお、各施策につきましては、SDGsの17のゴールのうち、どのゴールに寄与しているかについて、マークにより記載をしております。

最後に、本編136ページにお進みください。

計画の推進体制についてでございますが、計画がしっかりと実行されているかについて、PDCAのチェック機能を確実に機能させるため、毎年、推進会議を開催し、外部委員も含め、計画の推進状況について確認をしながら進めていくこととしております。

恐れ入ります、資料は最初のA4判、説明資料にお戻りいただき、下段、4、パブリックコメントの実施について説明をさせていただきます。

パブリックコメントは、広報しながわ10月21日号、区ホームページに記事を掲載し、10月21日から11月20日まで実施いたします。

素案の閲覧場所は、所管課である公園課、河川下水道課のほか、記載の場所で閲覧に供する予定でございます。

最後に、5、今後の予定でございますが、パブリックコメントの実施後、いただいたご意見を踏まえ、改定検討委員会にて報告後、本年度末の計画改定、公表を予定しているところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回改定をするということで、この計画の改定検討委員会、メンバーはどういった方が入っているのか、学識経験者の方もいるということですので、この人数と、あと、専門分野を伺いたいと思います。

ちなみに、この会議体は公開されているのかどうかも伺いたいと思います。

○高梨公園課長

改定委員会のメンバーについてでございますが、こちらは、まず学識経験者といたしまして、この検討委員会の委員長を務めていただいています日本大学の教授の先生に来ていただいております。この先生は区の景観審議会の委員、会長も務めていただいている先生でございます、この内情も非常によく精通していただいているということと、専攻分野が、生物多様性や緑化についてといったところが専門分野でございますので、区から依頼し、受諾をしていただいたところでございます。

そのほか、今回、品川区の計画は、みどりだけではなく、水とみどりといったところで、水辺の分野にも、しっかりと学識経験者の先生に入っていただきたい。また、それぞれ水とみどりと1人ずつ学識経験者をつけようということで、筑波大学の先生、こちらはみどりの分野の専攻の先生でございますけれども、教授の先生に入っていただいたり、あと、埼玉大学の准教授の先生、こちらは水辺の分野の先生ですけれども、入っていただくという3名の学識経験者の体制で現場に入っているところでございます。

また、区民、活動団体といたしましては、それぞれみどりにつきましては、ふだんからNPO法人等、区の緑化施策等にご尽力いただいている地域の2名の方に入っていただいたところでございます。

また、水辺分野につきましては、運河ルネサンス協議会等、区の水辺施策に寄与していただいている区民団体の3名の方に入っていただいたという状況です。

また、関係機関といたしまして、東京都公園協会や日本建築家協会の方、また、区職員として、関係部課長が参加しているところでございます。

なお、検討委員会、いろいろと検討の内容につきましては、区民に誤解というか、まだ検討途中の段階で、そういった内容も含まれる可能性があるということで、会自体は非公開で行っているところでございます。

○のだて委員

会議は非公開ということですが、やはり公開をしていくべきかというふうに思います。検討段階から、区民、実際に区民団体の方も入っているということですが、早めから知ってもらっていくことが必要だと思いますので、ぜひ公開にしていきたいというふうに思います。そうすると、この会議体のメンバーは、10人以上にはなるということですか。多くの方が参加して検討されているということですので、そういった議論の場も見せていくということが必要だと思いますので、ぜひ公開にしていきたいというふうに思います。

今回、いろいろ課題なども出されておりますけれども、緑被率が下がっているという、公園とかの伐採等で下がっていたりですとか、あと、民間の住宅地が建て替え等を行われて下がってしまっているということですので、やはりその、先ほど、改定委員会の中での発言ということでもありましたけれども、私有地の樹林地ですとか、緑地の保全を行っていくということが重要だということで書かれております。今回、公園の面積は増えていますが、民間のところでの樹木が減っているということになっておりますので、やはりそこも保全していくということが重要なのかなというふうに思いますけれども、今回、どういった対策を打っていくのか伺いたいと思います。

また、保存樹木の解除が結構行われているのだなということで、私、見せていただきました。何年かのところですが、70件が解除されていると。その代わりに登録もされておりますけれども、そうした中で、やはり保存樹木も守っていくということが、民間の樹木を守っていくことにもつながるのかなというふうに思いますけれども、どのようなお考えか伺いたいと思います。

○高梨公園課長

まず、緑被率の低下に伴うご質問についてでございますけれども、確かに本編の33ページでもまとめてございますみどり率と、31ページには緑被の関係、31ページから32ページのところにデータを載せてございますが、委員ご指摘のとおり、公園等の伐採については、昨今、大規模公園の改修が続いたということで、ちょうどその調査のタイミングで、みどり、緑被については下がったというようなことがございますけれども、みどり率で見るとおり、公園の面積自体は増えておりますが、民有地のみどりが減っているといったところでございます。本計画の素案策定に向けての議論の中でも、民有地のみどりをどのように保全していくのか、増やしていかなければいけないといった議論は多く行ったところでございます。

1つは、今、区で行っております一定規模以上の建築の際に提出をお願いしております緑化計画書、そういった緑化指導の強化といったようなご意見をいただいております。一足飛びにすぐに改定といったところにいけるかどうかということについては検討が必要ですが、今後、今の基準どおりの緑化のお願いで本当にいいのかどうか、それをもう少し多くお願いしていかなければいけないのかといったところについては、今回の計画でも事業の中でしっかりと検討を行うというところを位置づけておりますし、今後、また、よりみどりを増やしていくための緑化指導のあり方といったところは検討していく予定ということで計画に盛り込んでおります。

また、保存樹です。昨今の全体の木数としては増加傾向も出ておるのですが、委員おっしゃるとおり、解除もあって、増えているといったところもございまして、1つは、言われております大きなお屋敷の木が切れ、そこが細かい住宅に分割されるといったところでございます。そこはしっかりと保存樹自体の事業もそうなのですが、区民の方々に、そのまちでやはり守っていくべきみどり、大規模なみどり、大きなみどりをしっかりと認識していただいて愛していただくというような取組も必要であろうということで、今回、計画改定においては議論をしているところでございます。

いきなり今年すぐやって来年というようなものではございませんけれども、本計画期間、また、その後続く取組により、失われていくみどりが少しでも減るように、また、少しでも増えていくような取組を進めていきたい、このように考えているところでございます。

○のだて委員

保存樹木のところでございますけれども、本編の34ページのところで見ると、この間の平成26年からの合計ですと、登録が53件、解除が73件なので減っているのかなというふうに思ったのですが、先ほど増えているというお話だったので、その説明を少しいただければと思います。

保存樹木のほうは、増やしていきたいということだったので、ぜひそこは増やしていただきたいと思いますし、やはり緑被率を上げていくということが重要だというふうに思います。

それで、目標のところ、みどり率の目標が今回の計画では21.7%を目指していくということで、前回の目標ですと22.6%ということで、この目標を下げた理由を伺いたいと思います。

それで、目標の設定の仕方ということで、区民満足度を見ていくということで、今回、設定されましたけれども、区民が満足するということは確かに必要だと思うのですが、そこで見てもいいのかなという、曖昧さというのですか、その人の主観になるわけです。その感じ方ということで、区民のためにこういったこともやっていくわけなので、それはそれで重要だと思うのですが、その満足度は、いろいろな取組をした結果の数字ということになるので、こうした設定でいいのかという疑問がありますので、こうした設定にした理由を伺いたいと思います。

○高梨公園課長

申し訳ございません。先ほどの保存樹の件なのですが、委員おっしゃるとおり、この計画素案の中では令和2年度までの数字が出ております。私が申し上げたのは、今、令和3年の現状で300本を超える保存樹という状況になっていますものですから、それで答弁させていただきました。今回、パブリックコメントを経て最終的な案になるときは、この本数の表し方については、また工夫をしていきたいというふうに思っております。

2点目、みどり率の目標の設定の部分でございますけれども、前回22.6%からなぜ下げたかといったところでございますが、前回22.6%という目標を掲げながら、結果は21.1%ということで、大きく目標未達という形になりました。この間増えたみどり等をしっかり分析したところ、10年間の計画期間だけではなくて、長く取り組まなければいけないような施策もあるのですけれども、今後10年を見据えたときに、施策で伸ばしていきたいところ、それと、例えば民有地については、今はマイナスですから、そのマイナス食い止める。マイナスからゼロにするといったところもしっかりと評価をしなければいけないということで、今後10年間、この施策でどれだけ伸ばすといったところをしっかりと根拠を積み上げて、75ページのほうに、設定の根拠ということで記載をさせていただいておりますけれども、今まで伸びてきた屋上緑化等は引き続き伸ばしていきたいというところで、積み上げを行って、今回、実現可能な数値プラスアルファといったところで、21.7%の目標を掲げさせていただいたところでございます。

また、区民満足度の目標設定についてでございますけれども、ご説明の中でも申し上げましたが、目標設定の在り方について、純然たるみどりといいますと、量だけではなく、しっかりとした質、その質とは何かといったところでございますけれども、区民の方々が身近で見て、みどりの癒し、効用を感じていただける、区民がきれいな、いいなと思ってもらえるみどりをしっかりと増やしていかなければいけないという議論を検討委員会の中でも多くしていただきました。そういったところを受けまして、主観といったところもございまして、今回の区民意識調査の中では1,000件を超える方からご回答いただいたというところもございまして、しっかりと多くの方に聞いて、区民の総意として、しっかりと区民の満足度を上げたところで、このきれいさという指標、視点の中での目標設定ということで、今回新たに設定させていただいたところでございます。

○のだて委員

目標のところ、今回、みどり率は実現可能なところを見てということでしたので、それにプラスアルファしているということですので、さらに伸ばしていただきたいというふうに思います。

今回、みどり率の目標値が設定されているわけですが、緑被率の目標の設定もしていくべきなのかなというふうに思っております。

品川区の緑被率は15.1%で、23区の中でも18位ということで、公園も23区の中で12位という状況になっております。東京都の平均の公園の面積よりも少ないという状況ですので、この緑被率を増やしていくという目標も持つべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

みどり率は、緑被に公園の面積と水面の面積を足したものの割合でございます。緑被の目標設定を新たに設けるといった考え方もあろうかとは思いますが、区といたしましては、東京都をはじめ都内の各自治体が、みどり率で、いろいろみどりの施策の指標として設けているといったところも踏まえまして、みどり率の中には緑被の部分も入っているといった部分がございますので、現行計画でもみどり率を出しましたけれども、それを踏襲する形でみどり率の目標設定をしたところでございます。

○のだて委員

ぜひ緑被率の目標を持っていただきたいとは思いますが、周辺自治体と比較するというのもあると思いますので、みどり率もやりながら緑被率もやっていただきたいというふうに思います。

それで、今回、まちづくりにはぎわいということも含まれて書かれておりますけれども、再開発をやられたところで、航空写真でみどりが増えていますというような感じで載ってもおりましたが、やはり、そこでみどりは増えるということですが、高層ビルなどが建てばCO₂の排出量も増えるということで本末転倒なことになってしまいますので、再開発を進めていくというような方向性はやめていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、水とみどりのところに人が集うということで、身近にそういった水やみどりがあるということは、やはり区民生活の中でも潤いが出てくるということで、潤いと言ってもなかなか難しいところはあるのですが、そういった面ではいいと思うのですけれども、水辺などの整備が再開発につながらないようにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高梨公園課長

再開発に限らず、いろいろと老朽住宅の更新による家の建て替え、マンションの建て替え等を全て含めてなのですけれども、やはり建物やまちが更新するタイミングで、限られた面積しか持っていない品川区においては、みどりをそこの中で増やしていただくという取組をしっかりと行っていきたいというふうに思います。山や森林が多くある自治体と違って、ほぼ全てが都市化が進んでいるこの品川区においては、そういったまちの更新の機会を捉えた水辺であったり、みどりの創出を、やはり主眼に置いて進めていかなければいけない、このように考えているところでございます。

○のだて委員

機会を捉えてということですが、こうした整備が再開発につながっていかないように、改めて求めておきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○本多委員

すみません、この計画は、公園課と河川下水道課が中心となりつくられたのだと思いますが、すばらしい計画だと思います。それぞれが施策展開をされると、もうすぐいろいろな部署にまたぐと思うのですが、行動計画を実現しますという品川区内の各部署がそれぞれの取組をするときの、公園課と河川下水道課の関わりというのはどういう位置なのか、総括的になるのか、その辺を教えてください。

○高梨公園課長

品川区の水とみどりの基本計画・行動計画は、後半部分に行動計画ということで、今、委員からお話がありましたとおり、それぞれの施策の実施のスケジュールと内容について記載をさせていただいております。今回、検討委員会でも議論がありましたが、この施策はいいけれども、これはどこがやるのだろうと宙ぶらりんにならないように、しっかりと担当部署を記載するようにいたしました。今ご質問の、そういった中での公園課、河川下水道課の立ち位置といったところでございますけれども、本計画を策定するに当たり、事務局として担った両課は、説明の中でもお話ししましたとおり、毎年、事業の進捗状況をチェックするための会議を行うこととしておりますので、しっかりとその会議でも事務局を担って、ほかの課のやっていることだから知らないではなくて、しっかりとこの計画の中に位置づけられたほかの課が行う事業がどういうふうに進んでいるのかという進捗管理を積極的に行っていくということ

で、計画推進をこれからも両課で担っていききたい、このように考えているところでございます。

○本多委員

よく分かりました。すみません、中身に入って、すごく個別なことをちょっと教えてください。

この素案の先ほど説明いただいた74ページに、区有船着場の利用回数とか、この辺の満足度とかが出ていますのですけれども、以前より水辺の舟運とか計画があったのが、コロナ禍によって大分遅れたりしていて、例えば、水上タクシーの展開とかが大幅に遅れてしまったりする、そういう個々のことが、こういった1つ1つの目標回数とかが伸びているのですけれども、具体的にそういうものが着手しているのか、その辺の手応えを教えてください。

○栗原河川下水道課長

コロナ禍で水辺のイベントの多くが中止になりまして、それに伴いまして船着場の利用が少なくなってきたというような話ですとか、また、舟運事業者の皆様が、コロナの影響で大きな影響を受けているということは承知しているところでございます。コロナの収束と併せまして、水辺のにぎわいを復活させていくことが舟運の需要喚起等にもつながっていくものと考えております。

個別の具体策といたしましては、今回の計画でいきますと、例えば、行動計画にあります110ページ、111ページをおめぐりいただければと思います。水辺を活かしたまちづくりの中で、地域と連携した船着場・護岸の修景等を行うなど、また、舟運事業者の皆様のご意見を伺いながら、引き続き、水辺イベントの開催時の支援、栈橋の整備などを続けまして、取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○芹澤委員

すみません、1点お伺いしたいのですが、何ページだったか、目黒川の将来的なビジョンというところで、アユが来たりとか、あと、そもそも人の遊泳というところが書いてあると思うのです。舟運事業もこれから活発にしていくという中で、目黒川の、両方とも私はすごく前向きに捉えているのですが、あの細い川の中で、船と人が一緒に活動していくというのが、こういったビジョンを持っておられるのかだけ教えてください。

○栗原河川下水道課長

将来像で書かせていただきました遊泳等に関しましては、水質の改善の取組を進めることで、目指すべき将来の姿というイメージで書かせていただいたものでございます。なかなか泳げるレベルにはまだ達してはいませんが、そのぐらいのレベルを将来的に目指しながら水質改善事業を進めたいというところで記載をさせていただいております。

当然、舟運事業と遊泳というところで、なかなか実際の両立が難しいということもございますけれども、そういった水質改善の取組に向けた分かりやすい目標、将来像の設定ということでご理解いただければというふうに思っております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西本委員

再開等々で、まちの状況がかなり変わってくると思うのです。そのときに、みどり率というか、維持というか、拡大していくには、開発をするときには、当然、公園をつくったりいろいろしているのです

けれども、その割合が、例えばここで考えられている、所管が違うと思うのですけれども、考えられているまちづくりというところにおいて、再開発もこれからどんどん増えていく、それに対して、当然ながら、みどり、樹木も含めて、いろいろ考えられてくると思うのです。なので、増えていくのか、減っていくのか、そういうものがどういう関連性でまちづくりというふうな捉え方で考えればいいのかというところが1つ気になりました。

それから、屋上緑化という形で、これは建物を利用して屋上、それから壁面緑化とか、そういうものも当然必要になってくる、すみません、見つけれなかったもので、そこら辺がどこかに示されているのかなというのが2点。

それから、先ほど保存樹という話がありました。保存樹のほうも、これは年数が経ってくると、当然老朽化して保存できなくなるというような状況になると思うので、それでも増えているのだよということではあるのですが、それも切り替わる時期というのは、50年サイクルなのか、何年サイクルなのか分からないのですけれども、長期的に見ている中で、増えていくのか、減っていくかとしているのか。先ほどの話だと、増えていっているという感覚は受けられるのですけれども、あと、民地の中にそういうものがあれば、やはりそれも増やしていこうという形の目安になっていくのか。それと文化財、これはあまりないのですけれども、文化施設や文化財の指定、これは1か所問題になっていて、文化財に対しての、これは樹木です、あまりないのですけれども、数本あって、その保存もやっぱり関係してくるのではないのか。多分今、文化財になってくると教育委員会になってしまうと思うのです。だけど、教育委員会だけではなくて、そこも横の連携というふうになってくると、みどり率というものにも関係してくるし、この水とみどりの基本計画・行動計画という中には、それも入ってくるのではないかと思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

○高梨公園課長

最初に、再開発についてのご質問でございますけれども、再開発だけにとらわれずに、一般の大規模な建築でもそうです。工場の建て替えであったり、事業のビルの建て替えとかでもそうなのですけれども、そういったまちが変わるタイミングを捉えて、しっかりとみどりを、今も緑化指導ということできさせていただいたり、再開発等の大きな事業になりますと、事前の協議といった形で、公園課のほうも参画をさせていただいておりますが、そういった中でしっかりとこの水とみどりの基本計画を担保に、事業者に緑化について協力を仰いでいるということです。

具体的には、ただ上から見てみどりであればいいではなくて、オープンスペースがあれば、大きな木を植えていただくとかということで、単純な緑被の面積を増やすだけではなく、今回も目標に掲げさせていただきましたけれども、しっかりとまちの中で区民が、あっていいな、癒やしとなるなというみどりを創出していただくといったところを軸に、今後も取組を進めていきたいというふうに思っております。

2点目、屋上緑化についてでございますけれども、現在も助成事業を行っております。今回も、計画の中では、引き続き継続して行くべきということで位置づけをさせていただいておりますので、その助成事業については、引き続き行うといったところでございます。

最後に、保存樹についてでございますけれども、樹木によって、その寿命というか、そのサイクルは、樹木の種類であったり、その樹木が生えている立地等によっても異なっていくものでございます。まちの方からも多くの声をいただいておりますけれども、背丈が伸び過ぎてしまってちょっと困るよとか、貴重なみどりとはいえ、毎日毎日の落ち葉であったりとか、枝張りであったり、そういったところの管

理については非常に負担があるといったような声も聞いているところでございます。1つは、区が行っている保存樹の事業等を活用していただいて、また、まちの方、お持ちの方だけではなくて、まちとして貴重なみどりだといったところで皆さんに認識していただいて、区も一定お手伝いをしながら保存をしていく取組は、引き続き行っていかなければいけないというふうに思っております。

先ほど、別の答弁でも申し上げましたけれども、昨今、保存樹に指定してほしいという声も多くなってきているところではございますので、そういった契機を捉えて、まちとしてしっかりと大きな木は残していこうという機運を啓発していきたいというふうに思っているところでございます。

文化財の樹木についてのお話もございました。天然記念物をはじめとして区内にも複数あるということは聞いているところでございますけれども、こちら、これは文化財だから、これは保存樹だからではなくて、みどりを考えるときには、文化財であっても、保存樹であっても、また保存樹に指定されていなくても、しっかりと大きな貴重な樹木は残していく。そのために必要な行政の支援、またはまちの方々の認識がどういったものかということも見定めながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○西本委員

保存樹の件なのですけれども、残してほしいという思いの方もいらっしゃる、先ほどもご答弁がありましたけれども、困るという方もいらっしゃる、なので、迷惑のかかるようなものは困りますということだと思うのです。その考え方を、ある程度整理していかないと、まちの中で木を切ろうとすると、「切るな」と言ってみたり、「切ってくれ」と言ってみたり、いろいろ複雑な問題が絡んでくるのです。なので、そこをやっぱり迷惑がかからない、民地のところにあるものについては、整理をちゃんとしていただくということも必要だと思いますし、この保存樹になったときに、下手に触れないというところも出てきてしまったりするので、地域の中での捉え方というか、考え方が、まだまだ周知徹底されていないといえますか、方向性がよく分かっていない状況があるのです。なので、そこは、これを機会に、ある程度の考え方をつくっていただきたいというのと、相談の場所です。切してほしい、切らないでほしいといういろいろな考え方があるので、これはまちづくりのほうと、あとはいろいろな部署に関わってくる話になってくるので、その窓口を決めていただいて、相談をさせていただくということも明確にさせていただいたほうがいいのかというふうに思います。

それと、例えば桜とか桜並木など、すごくすばらしい、品川区の中で千本桜などいろいろな推進していますけれども、道路との関係になるのですよね。根っこが出てきたりとかするのです。そうすると、先ほども道路の話を議論しましたけれども、道路がガタガタになってしまうというような、相当ぼこぼこしています。地域の区道であれ、都道とか国道もそうですけれども、そういう樹木をひとつとっても弊害があるということにおいて、そこはどのような決まりの中で区民の皆さんに理解をして協力していただけるのかというところが、ある程度整理されるとうれしいというふうに思いますので、そのお考えを聞きたいと思います。

○高梨公園課長

大木に関する住民の方々の受け止め等をご質問いただきました。確かに一定のガイドラインみたいなものがあって、これはそれに沿っていないので今回は切りますとズバツと言えるといいのかなというふうには思うのですけれども、保存樹というのは、お持ちの方々の私有財産という形になります。区のほうで指定をさせていただいて、一部維持管理のお手伝いをしているという位置づけになります。そこがちょっと誤解がある部分がございます、区民の方々からは、区が責任を持って全部やるべきだろうみ

たいな話も聞いたりしているところがございますけれども、まずは個人の方々の大切な財産であるといったところあるとか、一方で、まちとしても貴重なみどりであるといったところをしっかりと広報、啓発していかなければいけないというふうには思っております。

保存樹が立っている立地は、比較的広い寺社仏閣の境内に伸び伸びと育っているものもあれば、隣のお宅との狭い間に立っているものもございます。隣に枝が行かないようにということで、結構きつめの剪定を数年に1回やっているというような保存樹木もあるような状況でございますので、周りの方々の状況も、場所によってまちまちですし、その保存樹のおかれている立地も場所によって違うという状況もとで、なかなか一定の考え方、整理は難しいのかなというふうに思います。

ただ、それぞれ個々の違う状況の中での困り事というのはあると思いますので、しっかりとそこは公園課のみどりの係のほうで保存樹を担っておりますので、1本1本把握をしております。そちらのほうで、お声を受け止めながら、所有者の方々とお話し合いをしながら保存に向けて取組をさせていただければなというふうに思っております。

また、街路樹についてのお話もございまして、今回の計画でも街路樹については記載をさせていただいておりますけれども、こちら上を見るとききれいなのですが、下は怖いというようなこともありますので、道路管理者ともしっかりと協議をしながら、その根上りの防止対策であったりとかということをしてしながら、かむろ坂等、貴重な桜並木等もございますので、保全が図られるように、みどりを扱う部署としても協力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○こんの委員長

ほかにもございますでしょうか。

○塚本委員

ちょっと確認をしたいことがありますというか、細かく少し教えていただきたいのですが、みどり率について、21.1%から21.7%にということで、このパーセントだけ見ると、0.6%ということなのですが、ヘクタールみたいなことという、品川区では15ヘクタールということで、林試の森よりももっと大きな面積ということで、なかなか驚くような面積かなというふうに私自身は捉えました。屋上緑化だとかいろいろなことでこれを目指していくのだということですが、それは目指すということなので、いろいろな手法というか、計画とか、知恵とかあるのだとは思いますが、この21.7%というような数字にしていくということの目標の設定の背景というのか、増えれば増えるほどいいのだというところで、どこまで増やせるかと考えると、これぐらいは増やせるでしょうというようなことなのか。別にこれ、都市のあり方として、まちづくりのあり方みたいなもので理想的な割合みたいなものがあって、そこから引いているのだから、そういう学術的な根拠みたいなものが何かあるのかというようなことを、あれば教えていただきたいと思います。

○高梨公園課長

みどり率の件でございますけれども、恐れ入ります、資料の71ページをお開きいただければと思うのですが、こちらは将来像ということで、絵を基に記載をさせていただいておりますが、これは今回の計画期間だけではなくて、10年後を超えた20年後、30年後の将来のイメージを記載しているところがございます。「水とみどりがつなぐまち」という大きな将来像の下に、みどりと水それぞれのイメージが吹き出しでかかれていますのですが、その中で、「みどり率25%の実現」ということで記載をさせていただいております。これは現行計画においても将来像で記載をさせていただいているものを踏襲しているのですが、品川区が平成20年に策定しました新・水とみどりのネット

ワーク構想の中で、4分の1緑化、25%のみどり率というものを掲げさせていただいております。現状、昨今の5年に一度の直近の調査から出すみどり率の推移を見ますと、まだ遠いということがございます。先ほど委員からも具体的な数字を挙げていただきましたけれども、非常に膨大な面積の緑化を行わなければいけないということです。単純に、では、これは何十年後に25%にすることありきで比例配分で、では、10年後だから20何%だねというふうなことで設定するのではなくて、しっかりとこの25%を目指しつつも、この10年では何をやっていくのか、どの部分で増やしていくのかといったところを積み上げて、その先の25%を目指さなければいけないということで、委員会の中でも議論いたしまして、今回、21.7%という数字の設定になったところでございます。

○塚本委員

25%というのが最終的なゴール、25%というものがあると。なぜ25%なのかというのは、いろいろな議論があるのかと思いますけれども、それについて、すみません、ちょっと不勉強で、もしご説明があれば一言お願いしたいのと、あと、一方で、満足度というのは、この中での80%を目指すということで、主観というような話もこれはありましたけれども、これはまたいろいろなやり方によって、そういう人々のみどりに対する親しみが増えるみたいな感覚というのは、いろいろなやり方で工夫すると上げられると思いますので、一方で、そちらのほうはむしろ直近的には有効なのかなというような気も私はしていますので、25%ということについての、どういう議論でそういうふうになっているのかということについて、簡単で結構ですのでご説明いただければと思います。

○高梨公園課長

この25%につきましては、各自治体でそれぞれみどりの計画を持っているところは、最終的な将来目標に設定しております、都心部、都心の区と、やはり郊外の区と状況も違いますので、品川区においては、この品川区という土地の状況を加味して、新・水とみどりのネットワーク構想策定時に、25%という、品川区はそこを目標としていくのだということで、品川区独自で定めているところでございます。

○藤田防災まちづくり部長

25%のところですけども、実際には、もうこれは昭和50年代後半のみどりの基本構想というものがあまして、そこの中で25%という話が出て、品川区内を4分の1緑化をするということで、ずっとこれまで積み上げてきているところです。

そういう中で、東京都が当時、みどり率は30%を目標としておりました。それに合わせて品川も30%にするかという議論は、平成20年当時もしたのですが、そのときにいろいろ区のほうで勘案したのは、品川区内には、代々木公園だとか、新宿御苑だとか、大きな公園があるわけではない。そして、もう一方としては、生産緑地、畑とかそういったものがあるわけでもない。そういう中で、都心化した品川区の中で、どの割合を目指すのかといったときに、一律の30%でそのままいくのは品川区内では難しいだろうということで、昭和50年代に立てた目標が、それがいいということで、そのまま25%を現在も継続して目指す目標としているところでございます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○西本委員

すみません、参考-12ページを開けてもらっていいですか。ちょっと気がついてしまったので。参考-12ページの(9)、四角に囲ってあるところ、これ、「渋沢栄一」と書いて、英語表記「shibusaw

a) 、これ、「、」になっているのですけれども、これは何か続くのですか。これは間違いですよ。すみません、ちょっと気になってしまったので。

○高梨公園課長

申し訳ございません、ご指摘のとおりでございます、「後藤新平」の「Goto」のスペルが抜けているものと思われますので、確認をさせていただきます。ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こんの委員長

次に、予定表の2、その他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、この案のとおり申し出ます。

(2) 委員長報告について

○こんの委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○こんの委員長

最後に、(3)その他を議題に供します。

何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、正副委員長より、1点ご報告をいたします。

去る6月28日に書面開催された第59回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会、通称、河川大会の決議結果が、東京河川改修促進連盟事務局より届きました。この旨は、既に9月15日の議会運営委員会にてご案内し、結果については、建設委員である皆様を含め、東京河川改修促進連盟会員である全

品川区議会議員へ配付したところでございますが、本来、当建設委員会の所管であるということから、本日改めてご報告をさせていただきました。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時31分閉会